

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<b>予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 2 ) ( 2 4 . 4 定 )</b>			
日 時	平成 2 4 年 1 2 月 1 8 日 ( 火 )	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 4 6 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	新谷委員長、鈴木副委員長、秋元・中村・松田・酒井・上野・ 山口・中島各委員		
説 明 員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、 総務部・水道局・教育部・保健所各参事、保健所長、会計管理者、 消防長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。

先日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任させていただきました新谷です。

もとより微力ではありますが、副委員長ともども、公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位をはじめ、市長、理事者の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には、鈴木委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松田委員、酒井委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

---

○中島委員

それでは、代表質問で取り上げた項目について、順に質問いたします。

◎使用料及び手数料改定の影響額について

初めに、財政問題ですが、今日は資料を提出していただきました。これは、平成17年度と21年度の使用料及び手数料改定による影響額ということで出していただきました。

まず、この資料の説明をお願いします。

○（財政）柴田主幹

提出いたしました資料について説明いたします。

平成17年度と21年度に実施いたしました使用料及び手数料の改定に伴う影響額についての資料でございます。

まず、資料の上段、17年度の改定の影響額といたしましては、16年度予算の単価を改定後の単価に置き替えた場合の影響額ということで、単年度で4,186万4,000円を見込んだところであります。これに対しまして実績といたしましては、16年度決算との比較で、17年度決算では925万4,000円、18年度では358万7,000円、19年度では1,401万4,000円、20年度は1,468万6,000円、4年間の合計で4,154万1,000円の影響額が出たということでございます。

また、下段に行きますけれども、21年度の改定では、同じく20年度予算の単価を改定後の単価に置き替えた場合の影響額といたしまして、単年度で3,000万円の影響があると見込んだところであります。これに対しまして、実績といたしましては、20年度決算との比較で、21年度決算では1,379万9,000円、22年度決算では2,543万7,000円、23年度では3,297万5,000円の影響額が出たということであります。

○中島委員

今説明のあったとおり、過去2回の使用料及び手数料改定については、平成17年度の単年度で4分の1の影響額ですし、21年度に至っても3分の1強という中身でした。こういう結果になった内容についてはどういうふうの評価、分析しているのでしょうか。

○（財政）柴田主幹

先ほど説明しましたとおり、単に予算上の単価を置き替えた影響の見込みでは、資料にお示ししたとおりの額ということを見込んだところなのですけれども、実績といたしましては、この額までの影響は出なかったというのは事実でございます。

一方で、使用料及び手数料の収入全体について見てみますと、平成17年度から20年度までは16年度と比較して増

額ということになっておりますけれども、これは17年度から実施した家庭ごみの有料化の影響があり、増額となっております。この影響を除くと各年度とも減少しているのが実態でございます。20年度から23年度にかけましても、毎年この使用料及び手数料全体については減少しているという、こうした中でこの改定した項目のみを合計してみますと、増額という結果が出ておりますので、一定程度収入の減少に歯止めをかける効果があったものというふうには考えております。

**○中島委員**

この使用料及び手数料の4年ごとの定期的な改定ですけれども、今の説明では一定の成果があったというふうに言っていますが、実際には単年度で約3,000万円の影響額を見込んでいるわけです。それに対し、決算上では、未達成であるという実態が明らかになっております。私は、代表質問の答弁で、市長も単に税収を増やすとか歳入を増やすとかそういうことだけでなく、利用者、受益者負担の平準化、公平化という観点もあると、こういうふうにお答えになっていますが、私たちはこの市民サービスの立場から考えれば、一律の受益者負担そのものが不公平を生むのではないかと、そういう側面もあると考えています。

具体的にお聞きしますが、市民センターホールの年間利用件数は何件で影響額は幾らかというふうに見込んでいるのでしょうか。

**○（生活環境）辻主幹**

市民ホールの利用件数は、年間平均で180件ほどです。それから、今回の影響額はおよそ130万円を見込んでおります。

**○中島委員**

それは実際に小樽市の収入になる中身ではないと、指定管理者に入る収入というふう聞いております。暖房料の改正では銭函市民センター、美術館、観光物産プラザのギャラリーなど、これは値上げになる予定です。具体的には幾らになるのか、平均的な使用時間で従来と比較してお答えください。

**○（財政）柴田主幹**

暖房料の改定につきまして、各施設の改定内容について申し上げます。銭函市民センターでは1時間ごとの暖房料を設定しております。このうち、第1集会室の例で申し上げますと、1時間につき310円であったものを340円に改定するという内容になります。美術館では多目的ギャラリーについて、これまでは使用料の3割に相当する額という規定を持ってございましたけれども、これは1日の暖房料に換算すると1,350円という金額になります。これを1日当たり1,460円という金額に改定しております。観光物産プラザでは多目的ギャラリーについて、1日当たりの暖房料として2,940円であったものを3,370円に改定するといった内容になっております。

**○中島委員**

代表質問でも取り上げましたけれども、景気低迷が続く中で、税金や各種保険料金などが値上げになりまして、市民生活においては大変負担が大きくなっているというのが実態です。定期的な見直しの時期だからといって、機械的に横並びの値上げをしても、一般会計への効果額というのは29万5,000円にすぎません。過去の実績から見て、さらにこの値上げで利用件数が減少するようでは実施しないほうが良いと、こういうことも考えられると思うのですが、こういうことについてはいかがでしょうか。

**○（財政）柴田主幹**

定期的な使用料及び手数料の見直しについてでございますが、今回の改定に当たりましても、すべての使用料及び手数料について見直しを行いました。その結果として、改定が必要なものについては改定し、必要のないと判断したものについては据え置いたものもございます。また、増額となったものもありますし、減額の改定を行ったものもあるということでもあります。使用料及び手数料の改定につきましては、行政サービスの対価として利用者から徴収する受益者負担ということでもありますので、今後とも適正な料金によりまして、市民の皆様の負担の公平性

を確保していく必要があるというふうに考えております。今後ともこうした観点から定期的な見直しを行っていきたいと考えております。

○中島委員

定期的な見直しをすること自体がだめだというわけではないのですが、機械的に横並びの見直しというやり方がどうなのかなと思いますし、今回の中身を見ますと、どうしても必要な改定なのかというあたりでは、二、三疑問に感じる部分があります。そういう点で、私たちは改定の時期だから点検する分は構いませんが、市民負担を増額したり、あるいは過去の実績のように大幅に利用件数が減っていくとか、あるいは歳入として予定した額に到達できないような効果になるものについてどんどん進めていくという形でいいのかという点で、意見を申し上げておきたいと思います。

◎簡易水道料金について

次に、簡易水道事業についてお聞きします。

今回、当別ダムからの用水供給が開始になりまして、新たな簡易水道料金の設定が提案されています。

問題は、これまでの簡易水道料金が高すぎるために地下水を利用してきた企業に対する料金が、1立方メートル当たり80円から口径25ミリの場合、約310円の大幅値上げになるわけですが、地下水利用組合が参加しないとすれば、年間1億2,000万円の不足分が発生するとお聞きしております。今回の料金に対しては、地下水利用組合からは、現在の料金と乖離が著しく切り替えられないと、こういう意見があると聞いております。この地下水利用組合の皆さんが利用している水量というのはどれぐらいなのか、それから平成23年度の簡易水道全体の使用水量はどれぐらいなのか、それぞれお答えください。

○（水道）総務課長

平成23年度の実績でお答えいたします。まず、地下水利用組合の使用水量ですが、これは33万7,035立方メートルとなっております。

また、本市簡易水道事業の使用水量は11万8,903立方メートルとなっております。

○中島委員

実際に、地下水利用組合は現在80円で利用しているといいますが、130円ぐらいまでなら何とかかなというようにお話も聞いておりますが、同組合が示している1立方メートル130円で試算すると、影響額というのはどれぐらいになるのでしょうか。

○（水道）総務課長

年間の影響額についてであります。メーターが口径別の基本料金はいただくものとして、また従量料金につきましては、水量1立方メートル当たりの単価をメーター口径に関係なく税抜き130円ということで試算いたしますと、年間約8,300万円の減収となります。

○中島委員

結局、全体で使っている水量11万8,900立方メートルですか、これに対してこの3倍ぐらい使っている地下水利用組合の皆さんが参加しないとすれば、年間1億2,000万円の収入不足になるわけです。これが、もし130円で参加するとすれば8,300万円の不足分と、こういうことですね。そうすれば、簡易水道の参加企業全体数というのは現在何社あって、そのうち地下水利用組合の方はほとんど簡易水道と地下水の両方を利用していますけれども、そのほかにも100パーセント地下水だけ利用しているという、そういう会社もあると聞いていますが、これは何社になりますか。

○（総務）企画政策室山本主幹

平成23年度末現在ですけれども、簡易水道を使用している企業は48社、また地下水だけを使用している企業は1社ということでございます。

○中島委員

この48社のほとんどの方々の水道料金は今回の改定で27パーセント減、約3割減になると聞いていますから、皆さんは異論のないところだと思えます。一方、地下水利用組合参加の企業が大幅値上げなることに対する対策として、組合が了解できるとする130円ほどの料金として了解を得て対応する、そういうことは不可能なのでしょうか。

○（総務）企画政策室山本主幹

現在、簡易水道を使用している企業と地下水利用組合の企業とで金額に差をつけて料金設定を行うというのは、同じ水を使用しているのになぜ料金が違うのかという点で公平性に欠けることになりますので、地下水利用組合以外の利用者からも理解は得られないというふうに考えております。

○中島委員

ただ、条例の中では、市長が認める特別な場合には料金の減額あるいは免除できるという項目があるように聞いているのですが、こういう3倍以上の大幅値上げになるような事態について、そういう条項を適用して検討するということはできないのでしょうか。

○（総務）企画政策室山本主幹

先ほども申し上げたとおり、ある一部の企業だけを特別扱いして料金を下げるといようなことはなかなか難しいものというふうに考えております。

○中島委員

そうおっしゃいますけれども、全体使用水量の大部分を占めている地下水利用組合の皆さんが参加できるということが非常に重要だと思うのです。地下水利用組合の皆さんが参加して10年間で収支が合うようにするという設定で料金を決めたとおっしゃっていましたから、平成23年度決算で見えますと、簡易水道事業特別会計では、北海道から出資金として5,316万176円が歳入として入っていますね。これについては水道対策補助金ということですが、これまでいつごろから受けてきたのか、今後の見通しはどうでしょうか。

○（総務）企画政策室山本主幹

この道からの出資金につきましては、平成4年度から24年度まで、この24年度というのは当別ダムとして石狩西部広域水道企業団との工事に伴う出資金・負担金ということで、21年間道から受け取っております。25年度以降につきましては、2期工事が始まる32年度以降は出てくるのですけれども、それまでの間は当面道からの出資金というのは見込んでおりません。

○中島委員

来年度からはこの道の出資金というのは、入ってこないことになるのですね。平成4年度から21年にわたり毎年5,000万円前後のお金が入ってきていたわけですが、これが入ってこないとすると、新たな簡易水道料金を設定するに当たって、参加企業の合意があるかどうか、地下水利用組合の皆さんがきちんと参加できるかどうかということは非常に重要だと思うのですが、私たちはこの水道料金設定に当たって、参加企業の合意なしに料金設定を決めるということについては問題があると思えます。地下水利用組合の皆さんが1立方メートル130円で参加しても、約8,300万円の収支不足は出ますが、もし参加しないということになれば、1億2,000万円の不足分が出るようになります。これについては、もしこのまま不足分が出れば、最終的には小樽市が負担するということになるのでしょうか。

○（総務）企画政策室山本主幹

特別会計の会計上は、収支不足分として赤字という形になります。

○中島委員

それは、小樽市の負担ですか。

○(総務)企画政策室山本主幹

小樽市の負担として赤字になります。

○中島委員

そうなる、事態は深刻ですよ。その分について北海道が出してくれば問題はないわけですが、その見通しも今のところはありません。

そういう中で、この新料金についてだけが議会で決められるということについて、このままでいいのかという点では問題があると思います。

私たちは小樽市の負担分を減らすためにも、地下水利用組合が参加できる、そういう料金設定にすることが第一だと思いますし、その場合に発生する不足分については、これまで北海道が補助金を出してきた分が今後なくなるわけですから、引き続き北海道における支出を強く求めるということで交渉していただきたいと思っています。そういう方針で小樽市もこの間取り組んできたと聞いておりますが、実際にはこの交渉が進まない、それから地下水利用組合の合意も得られないと。そういう中で、とにかく料金設定だけは全企業参加、向こう10年で収支が合うという水道料金で決定するというのを考えているのでしょうか。

○(総務)企画政策室山本主幹

水道料金設定につきましては、企業側の意向を聞いて料金を設定するというものではございませんので、あくまでも受益者負担の下で収支が均等になるように設定していくというような考えに基づいて料金設定を行っております。

○中島委員

それはそうかもしれませんが、その最初のところから大きな乖離があって、参加企業の強い意見もあって、昨年12月には要望書も出ていると、そういう経過があるわけですね。そういう中で、料金のあるべき姿がこうだからといって強引に決めるよりは、私たちはどういうところでこの参加企業の合意も得ながらやれるのかと、そういうことをもっと模索するべきだと思います。

それともう一つは、北海道の対応ですよ。もともと北海道が地下水を利用することを認めた背景には、簡易水道の水道料金が高くて事業者として使えないということを経由して特別に認めた地下水利用だったのです。今回も当別ダムに切り替えると、同じように料金が高いという問題が引き続いて発生しているというところでは、北海道において何らかの対策をすべきなのは当然だと思うのです。その点で北海道の対応が期待できる見込みというものはあるのですか。

○(総務)企画政策室山本主幹

北海道との協議の中では、今まで補助金を平成2年度からいただいているということで、これはあくまでも当別ダムと石狩西部広域水道企業団のハード部分とか、人件費、この辺の部分で負担をいただいていた。今回はそれとはまた性格が違うものですから、あくまでも北海道が揚水計画に沿って指導してきたことに対して、地下水利用組合が簡易水道に切り替えない場合については、その収支不足分について北海道に負担していただけるように、今までも申し入れてきておりますし、今後も引き続き同じように申し入れていきたいというふうに考えております。

○中島委員

認められる見通しはあるのですか。

○(総務)企画政策室山本主幹

見通しにつきましては、今この段階でいい返事をいただいているというようなことは申し上げられませんが、引き続き粘り強く要望していきたいと考えております。

○中島委員

小樽市の財政負担に係る問題ですから、強気に頑張っていただきたいと思います。

◎生活保護について

次に、生活保護についてお聞きします。

これも代表質問でお聞きしましたけれども、小樽市の生活保護率は本年11月末時点で42.2パーミルとお聞きしました。同時点で、全道、全国比率ではそれぞれ幾らかお聞かせください。

○（福祉）生活支援第2課長

全道、全国とも11月末時点での数字は出ていませんので、直近の数字で答弁します。全道については平成24年10月末で31.2パーミル、全国は24年8月末で16.7パーミルということで、本市はいずれと比較しても高い数字になっているところでもあります。

○中島委員

11月末時点で、本市における生活保護の受給世帯が3,832世帯、受給者数は5,394人と聞いております。厚生労働省が示した捕捉率、本来、生活保護基準以下で実際生活保護を受けている方がどれぐらいいるかという数字ですが、32.1パーセントということですので、この数字を小樽市に当てはめると、実際には対象世帯が1万1,969世帯で約1万2,000世帯という答弁でした。現在より約8,000世帯以上が生活保護適用になるということになりますが、これだけの世帯が本来生活保護受給対象ということですか。こういうことについてどうお考えなのですか。

また、捕捉率というのは実際にはもっと少ないという意見もあります。15パーセントから20パーセントというそういう声もありますが、いずれにしても、不正受給を厳しく取り締まることと同時に、捕捉率を引き上げる対策というのも大変重要だと思いますが、この捕捉率を引き上げるための対策について、どういう対策がなされているのでしょうか。

○（福祉）生活支援第2課長

捕捉率32.1パーセントというのは、全国的な数字で、単純にこれを割り返した場合に小樽は約1万2,000世帯が生活保護の対象になる世帯ということですが、小樽市にこの32.1パーセントという割合を当てはめられるかどうかはわかりませんので、一概には言えないと思います。ただ、捕捉率が32.1パーセントというのが全国的な数字だとすれば、現在よりも対象者は約3倍近くになるわけですから、小樽市に限らず、全国的に多いというふうと考えられると思います。

この捕捉率の引上げについてですが、これは全国的な問題ですので、小樽市独自の取組というのは非常に難しいのですけれども、最低賃金引上げ等により、市民の生活水準が上がれば生活保護を受給しなくて済む世帯が増えるわけですから、結果として捕捉率が上がるということになるかと思っておりますので、そういった国の施策にも期待したいと考えてございます。

○中島委員

それはわかりますが、国の政策として捕捉率を上げるという、そういう対策とか方向性などは示されているのですか。

○（福祉）生活支援第2課長

捕捉率という言葉を使った政策というのは出ていないのですけれども、最低賃金については生活保護を上回るようにと、そういった考えの下に政策は打ち出されているところでもあります。

○中島委員

わかりました。私としては、もっとこの点に踏み込んでほしい分野だと思います。

今回、不正受給件数については、昨年度67件という数字をいただいておりますが、その内訳は収入があったにもかかわらず申請しなかったものという説明でした。この中身についてももう少し詳しく説明してください。

○（福祉）生活支援第2課長

働いた収入の未申告、申告しなかったものや過少申告によるものが42件であります。次に、年金と福祉各法に基

づく給付について申告しなかったものが18件、その他が7件ということになっております。

○中島委員

不正受給をした保護受給者に対しては、保護費の返還請求をして文書などで指導、指示を行い、なおも不正を行うときには保護停止、廃止、こういう措置をしているという答弁でした。平成23年度の保護廃止件数、そしてその主な理由、そのうち不正受給のために保護廃止、停止になった件数がわかれば、それもお答えください。

○（福祉）生活支援第2課長

平成23年度中に廃止になった世帯数は364件です。主な理由としては死亡によるもの、働いて収入が増加したことによる自立、親類縁者の引取り、市外転出などが挙げられます。この364件のうち、不正受給により廃止になったものは6件ございます。

○中島委員

不正受給そのもので停止になったという件数が6件ということですが、この収入額を少なく申請していたという中身も、よく本人がわからなかったため、結果的にそうなったということもあるのではないのでしょうか。例えば、高校生などのアルバイト収入というのは、一般家庭では家計収入に入れないのが普通だと思います。しかし、生活保護ではこれも収入と見なされますが、こういうことはきちんと各家庭に説明されているのでしょうか。

○（福祉）生活支援第2課長

収入の申告については、生活保護開始時とその後随時訪問をしますので、訪問時に随時指導しているところであります。そのほかに、本年3月に高校生がいる世帯と4月から新しく高校生になる子供のいる世帯には、チラシを送付しまして、アルバイト収入も申告が必要なことを周知しています。その後、訪問したときにチラシを読んだかどうかというのは確認して記録することになっておりますので、周知はされております。

○中島委員

私が聞いたケースでは、母子家庭で生活保護を受けて暮らしている方ですが、高校生の子供のアルバイト開始時期を子供から聞いた月から申告していたけれども、実際にはそれより前から始めていたということが後からわかり、不正受給ということで保護が廃止されたという話がありました。こういう話を聞きますと、不正受給というよりは行き違い、手違いで適切でなかった経過があったのではないかと思うのですが、こういう高校生のアルバイトによる収入未申告、こういうものはかなり件数としてあるのでしょうか。

○（福祉）生活支援第2課長

年に何件かあることはあるのですが、具体的な数字として拾い上げていませんし、比較するものがないので、多い少ないという判断はちょっと難しいと思います。

○中島委員

何件かあるということですね。自分の子供が高校生になってアルバイトを始めたときに、それは生活保護の収入認定になるからちゃんと言いなさいよと伝えても、大体この年齢というのは親の言うことをあまり聞かない年齢ですから、それが正確に伝わるかどうかという点で、私はどうかと思うのです。もう一例、年金受給者の方ですが、支給額が保護基準を下回っているために差額分を受給していましたが、65歳になり、厚生年金基金分が支給されるようになりまして、同時に介護保険料の年金からの天引きということが始まって、収入増額の認識が不十分なまま申告しなかったと。そういうものも不正受給として保護廃止となったという事例を聞いています。こういう年金支給額の変更に伴う未申告、先ほどは年金など18件と言っていましたけれども、こうした未申告に伴う保護廃止の件数は何件あるのでしょうか。

○（福祉）生活支援第2課長

先ほどお答えしました18件というのが、この年金等による未申告の数字でございます。

### ○中島委員

実際にこういう実例を聞きますと、私は不正受給そのものは生活保護法に基づいてやはりきちんと対応すべきだと思いますが、実際にはこの年金支給額の変更だとか、高校生のアルバイト収入だとか、こういう部分できちんとした理解がされない中で不正受給だという扱いをされているケースもあるのではないかと思います。機械的に打ち切ることにならないよう慎重な対応を求めたいと思いますが、生活保護法には同法に基づく不服申請の制度がありますが、実際には打ち切りになった方々から不服申請で廃止したこと自体を撤回してほしいという、そういう申請はあるのでしょうか。そして、その結果、保護廃止が撤回されたという、そういう例はあるのでしょうか。これもここ数年の件数をお答えをいただきたいと思います。

### ○（福祉）生活支援第 2 課長

まず、不正受給による廃止については、本人もよくわからないうちに廃止となったというお話もございましたけれども、私どもとしては不正受給を 1 回したからといって即生活保護を廃止しているわけでもございませんので、やはり 1 回生活保護の不正受給がありましたら、厳しい指導、文書等で指導を行いまして、なおも繰り返すといったことがあった場合に廃止という措置をとっているところでございます。

御質問にありました審査適用につきましてですが、過去 4 年間で答えますと、生活保護廃止に対しての不服審査申請ということですが、平成 20 年度で 1 件、21 年度で 4 件、22 年度は 1 件、23 年度 1 件になっております。この結果、保護廃止が撤回された例というのは 21 年度に 2 件ございました。

### ○中島委員

この 2 件については、廃止そのものが適切でなかったという、そういう判断の下での撤回だったのでしょうか。中身を簡単にお示しいただきたいと思います。

### ○（福祉）生活支援第 2 課長

廃止そのものについての判断というよりも、廃止に至る事務手続の過程で不備があったということで、廃止は撤回という決定がなされております。いずれも、この 2 件につきましては、そういった結果が出る前に、本人から再申請がありまして、再び生活保護を開始していたところでございます。

### ○中島委員

生活保護の問題は、政府のほうで支給額の見直しや受給要件を強めるたたき台というものが示されまして、非常にバッシングの中で生活保護要件そのもの見直しという話に波及し、非常に私たちはこの中身は本当に正しく国民、市民に伝わっているのだろうかという疑問を持っておりました。今、紹介したように保護行政として、それなりに点検されて適切に対応されているとは思いますが、アルバイト収入や年金支給の変更など、複雑な要素もある中で、すべてが不正受給と対応しているのかと思うような例があることも理解していかなければならないのかなというふうに考えております。

### ◎安心カードについて

次に、安心カードについてお聞きします。

私が参加しているおたる健康友の会という組織では、住みなれた地域で健康に生きるということを目標にして、長橋地域の診療所とともに昨年 75 歳以上の高齢者を対象に訪問アンケート調査を実施しております。この調査は、約 200 件を訪問し、157 件の方からアンケートをとることができまして、その 157 件中ひとり暮らしが 41 人で 26 パーセント、何かあったときの緊急連絡先がないと答えた方は無回答の方も含めて 9 人いました。緊急時避難場所を知らないという方も約半数。その中でいわゆる安心カードを持っている方も 49 人、3 割ほどおりました。安心カードを知らない方が 90 人で、そういうものがあるならぜひ使いたいという希望者が 78 人、持っていない方のうちの 7 割を占めました。安心カードは地域の独自の取組の中で広がってききましたけれども、小樽市として取り組んできたものではありません。

その上でお聞きしますが、現在の安心カードの普及状況は把握していますか。生活環境部、福祉部、消防本部のそれぞれでお答えください。

○（生活環境）辻主幹

市内には町会が152町会ございますけれども、そのうちの69町会が取り組んでおります。

○（福祉）地域福祉課長

私からは、民生・児童委員協議会がこの安心カードの取組をしておりますので、民生・児童委員が取り組んでいる状況についてお答えします。

平成22年度から民生・児童委員協議会の事業として、この安心カードの配布については取り組んでおりますけれども、現在16地区、合わせて約5,000本配布しております。この中には、約200本なのですけれども、民生・児童委員協議会のPR活動を通じ街頭でお配りしたもの、あるいは民生・児童委員協議会の事務局に直接とりにきた方、これらが200本ほど含まれておりますけれども、合計して約5,000本配布しております。

○（消防）警防課長

消防本部が把握している安心カードの数ですけれども、町会から設置の連絡を受けたというものですが、これは19町会となっております。

○中島委員

それぞれお答えいただきましたけれども、正確な全体数がわかるという実態にはないと思います。

それで、消防本部ですが、救急搬送というのは年間どれぐらいあって、1日平均搬送件数は何件か、過去3年分についてお答えください。

○（消防）警防課長

過去3年分の救急出動件数と1日の平均出動件数ですが、平成21年、5,534件、1日平均で15.2件、22年、出動件数5,938件、1日平均16.3件、23年、5,891件、1日平均16.1件となっております。

○中島委員

救急搬送のとき、安心カードについてどのように対応しているのか、またこれまで安心カードが非常に有効的に活用されたというケース等があれば、それもあわせてお答えください。

○（消防）警防課長

安心カードにつきましては、先ほどもお話がありましたけれども、平成20年12月、これは朝里川温泉地区の住民の緊急対策として自分の情報を的確に伝えることが困難な方々、例えば高齢者の方ですとかお一人住まいの方、こういった方の安全・安心を確保するため、住民の方々に安心カードを保管してもらうことを目的に、市内で初めて始まった事業でございます。

消防本部の対応といたしましては、町会での発足当初、町会名を各救急隊に周知してその取扱いを指示してきておりましたが、年々各町会の取組件数が多くなってきて、消防の救急隊も出動回数が多くなるにつれて、把握しきれなくなってきましたので、現在は救急隊が必要であるといった場合には、冷蔵庫に張ってあるハートマークのシール、これを確認して、冷蔵庫の中の安心カードを確認するというようにしております。実際に活用された事案ですけれども、例えばタクシー運転手から救急要請で救急隊が出動して、本人は会話が困難、安心カードにより当番医に情報提供をしたという、このような案件が1件ございます。そのほか、近隣住民がたまたま訪問した際に、傷病者の体調の異変に気づきまして、安心カードに記載のあるかかりつけ医に連絡した案件が1件、これはかかりつけ医から救急要請があったものです。

以上のように、安心カードにより、かかりつけの病院ですとか、持病、例えばアレルギーがある、服用している薬など、救急隊のほうでこういった情報がわかるので、より早い対応が可能となっているものと考えています。

そのほか、安心カードの市民周知なのですけれども、消防本部といたしましては、町会や各種サークルなどの救

急講習会、こういった場を利用して設置方法や利用方法について紹介させていただいています。

○中島委員

救急搬送で安心カードを実際に活用した、そういうケースというのは年間どれぐらいあるのでしょうか。

○（消防）警防課長

救急隊が安心カードを利用した件数、これにつきましては、平成21年2件、22年3件、23年15件、24年11月末で8件となっております。ただ、この中に家族等から安心カードを出されたけれども、救急隊が確認の必要がなかったというものも数件ありましたけれども、これらは件数に入っていません。

○中島委員

今回、健康友の会として、昨年の訪問結果を受けて、今年は希望していた方に安心カードを届けようということになりまして、対応することになったのですが、実際には100円ショップで入れておく容器を買ったり、シールを張ったり、そのシールを買うというお金はどうするのかということで、小樽市に相談しました。ところが、小樽市では、そういうものは市として取り組んでいないということで、今回、私たちはボランティアでこれを実施したのですが、平成22年度の民生・児童委員協議会として2,500本分を予算化して、民生・児童委員を通じて町会に広げるという取組を行ったと聞いております。その結果については把握しているのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

平成22年度に民生・児童委員協議会が共同募金会からの助成を受けて2,500本分を予算化しております。2,500本購入しましたけれども、実際に配布したのは2,419本ということで、そのほとんどが配布されているということから、実際にこの民生・児童委員の動きを通じて、どのぐらいの町会に広がったかという数は把握しておりませんが、一定程度の広がりが見られたのではないかと考えております。

○中島委員

平成22年度当時にも予算特別委員会での安心カードのことが取り上げられていますが、その時の答弁では、市としては、市民みずからの動きに期待したい、という答弁であり、市としては取り組む方向にはないということを示しております。しかし、今、消防本部の説明でも安心カードが市民権を得て広がってきている事実があります。それぞれ町会の取組に任せているだけでは、知らない市民もたくさんいます。今回、私たちもそういう方に会いました。ひとり暮らしで緊急連絡先すらないと答える高齢者の安全対策としても有効であり、やはり市として取り組む、そういうことを考えてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

安心カードにつきましては、委員の御質問にもありましたとおり、市が主導して始めたものではなく、住民みずからの地域における動きの中で始まった取組であります。そういった経過もありますことから、行政が主導的に購入に向け、予算化していくということにはならないと思いますけれども、委員がおっしゃいましたとおり、まだこの安心カードを知らないという方もいらっしゃいますし、また高齢で、ひとり暮らしで、緊急連絡先すらないという方がいらっしゃるの事実だと思います。町会の取組がある中、それを補完する形で、現在も民生・児童委員協議会の事業としてこの安心カードというのがありますので、民生・児童委員協議会と連携を図りながら、今後についても周知も含めて考えてまいりたいと思います。

○中島委員

そうはおっしゃいますが、この安心カードの話聞いて、私もぜひ使いたいと希望をする市民がいた場合、どこに連絡したら、それが手に入るのか。町会ごとの取組といっても、やらない町会もあるわけです。やっていない町会の場合には町会に言ってもだめですね。小樽市が実施主体というわけでもない。そういうときは配布している団体の連絡先だとか、あるいはどうすれば安心カードの情報が手にはいるのかという情報の周知すらされていない事実があるのです。そういう意味での市民の相談を受け、希望者への対応をどうするか、そこら辺のあたりのことに

については、どういうふうを考えているのですか。

○（福祉）地域福祉課長

確かに市の事業ではございませんので、市に正式な窓口というものはありませんけれども、だからといって市が周知をしないということにもなりませんので、今後は広報やホームページなどで周知を図る中、窓口については福祉的な要素も非常に強い事業でございますので、私ども地域福祉課連絡先等を示して、連絡をいただいた際には安心カードの説明をして、一定程度、民生・児童委員協議会の事務局で在庫を抱えていますので、そちらの民生・児童委員協議会の事務局につなげていきたいというふうに考えております。

○中島委員

よろしく願いいたします。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

---

○鈴木委員

◎教職員給与費の適正執行等に関する調査の結果報告について

まず、教職員給与費の適正執行等に関する調査の結果報告について伺います。

私は、今回、代表質問でこの件についてお聞きしました。平成18年度から22年度までの5年間、約4,169人が届け出た校外研修を行っていなかったり、勤務時間を守っていなかったりという実態が認められる不適切な勤務をしていたことが判明し、本市の実態はどうですかとお聞きしましたところ、まだ、連絡は来ていないという答弁でした。けれども、教職員給与費の適正執行等に関する調査結果が届いているということをお聞きしましたので、この件についてはまずお答えいただきたいと思えます。また、いつ届いたかということを含めまして、答弁をお願いいたします。

○（教育）学校教育課長

教職員給与費の適正執行等に関する調査の結果報告についてでございますが、代表質問で答弁いたしましたが、その時点ではまだ小樽市の状況について、把握をしておりませんでした。その後、小樽市の状況につきましては、12月11日にその調査の状況が市教委に届いてございます。

内容でございますが、この調査につきましては、「教職員の職務専念義務が遵守されていなかったもの」ということで四つの調査を行っております。一つは勤務時間中の職員団体活動に関する調査ということでございますが、これについて、小樽市はこの項目に該当するケースはございません。ただ、小樽市の状況について通知はございましたが、その数字につきましては、いわゆる平成18年度から22年度までに調査を行ったときに在職していた、いわゆる現任校の人数ということで、現在、小樽市にいる職員の人数ではないということは、あらかじめ御承知おきください。二つ目の外勤、出張が適切でなかったという部分の調査において、小樽市につきましては2校で2人、返還時間数は10時間という形になってございます。それと、長期休業期間中の校外研修に関する調査というものにつきましては、小樽市につきましては4校、5人、返還対象時間数は48時間という形になってございます。もう一つは、長期休業時間等において勤務時間が遵守されていなかったもの、いわゆる機械警備と勤務時間が合わなかったものという部分でございますが、これにつきましては、9校、17人でございます。そのうち、返還対象、これは勤務時間が30分未満の数字が先にもう含まれておりますので、実際に給与返還になるものは6校、12人、返還時間は41時間という形になってございます。以上4項目の合計につきましては、現役のベースで14校、24人、返還内容については11校、19人、102時間という形になってございます。

それともう一つにつきましては、先ほど勤務時間の遵守に関する調査の中で不適切とあったことを裏づける本人の証言を得られなかったけれども、関係書類等の記載内容から内容が明らかに不自然というものについて今回示さ

れておりますが、これにつきましては、小樽市に関しては7校、75人という形になっています。先ほどの四つの調査の部分を含めると、トータルで14校、97人という形になっております。

それと、主任手当の支給額の算定誤りにつきましては、小樽市につきましては37校で、過大支給については37校、金額について19万5,000円、また支給不足については35件、8万1,000円という形になっています。

○鈴木委員

それで、代表質問でお答えになったように、「しかしながら、連絡がまだ届いていませんが、調査の過程で出勤簿、学校日誌など関係書類で調査した結果、確認が必要とされた小樽市内の教職員348名から聞き取り調査を行った」ということけれども、この348名とこの調査の関係というのはどうということになりますか。

○（教育）学校教育課長

代表質問で答弁しました348名は、この調査の聞き取りを対象にした人数でございまして、いわゆる現在小樽市に籍を置いている教職員の中で348名が対象であったという形でございますので、今回は全道、平成18年度から22年度まで5年間の中で小樽に在籍していた人のうちの人数ということでございます。

○鈴木委員

それで、この348名というのは、逆に言うと、ちょっと変だなということで聞き取ったのです。というのは、この当時ですけれども、教職員というのは何人ぐらいいらっしゃったのですか。

○（教育）学校教育課長

平成18年度から22年度までの小樽市内に在籍した職員については868人でございます。

○鈴木委員

ということは、半分までは行かないけれども、約3分の1よりは多いというくらいの数が不適切というか、そういう調査対象になったということですね。たぶんこれはほかの地域と比べて、まだわかりませんが、やはり多いのではないかとこのように思いますけれども、そういったことは答弁の中にもありますが、今後それを防ぐ手立てというか、現時点は相当数そういうことはなくなったのかどうかということも含めて、答弁いただけますか。

○（教育）学校教育課長

今回の道教委が行った調査につきましては、平成22年度に会計検査院が行った会計検査から、こういうような調査を行っております。その結果を踏まえて、これまでも教職員の勤務時間の適正管理については、機会があるごと各学校、教職員について指導してきたところでございます。そういうことから、改めてこの調査を踏まえて新たな取組ということもございませんけれども、指導につきましては、11月26日、道教委のほうで公表があったときに、あわせてこれについての背景と、それから今後の再発防止という形での通知文書につきましては、代表質問でもお答えしたとおり、校長会議の中でその辺の周知をしております。

今後、先ほど言った14校、不適切な勤務、教職員、学校につきましては、保護者等に説明するということが信頼回復を図ることや、先ほど委員もおっしゃいましたが、処分などの通知がございましたら、それは適切にその辺についても対応したいというふうには考えてございます。

○鈴木委員

こういう案件はよくPTAでも話題になるのです。教員が授業そっちのけでいなくなる。それを学校側で把握しているのだろうかとかいうことがあります。ですから、そういうことも含めてこういうことは明確にないようにしていただきたいということがあります。

この項の最後にお聞きしたいのですけれども、この2006年度から10年度までの5年間、このときの管理者というのはその学校の校長ですよね。そうすると管理者というか、現在の校長と当時の校長は、権限も一緒だし、そういう意味では、なぜ、把握できないのか、なぜ、注意できないのか、実際的にはこういう形で明らかになったのですから、とめられなかった原因について、教育委員会ではどのようにお考えでしょうか。

### ○（教育）学校教育課長

委員の御質問でございますけれども、これにつきましては、道教委から11月26日付けでこの調査の結果報告というか、公表された際に、この実態に対する背景ということで、道教委でまとめてございます。学校におきましては、学校に関する管理者は校長でございますけれども、これについては、校長が勤務時間を適切に管理できない、今言ったように実態把握、それから指導が十分でなかったというようなことで、道教委のほうは背景についてまとめてございます。

### ○鈴木委員

今おっしゃったように、校長から言いづらいところもあるかと思うところですが、やはりこれはしっかりやっていただかないとなりませんので、ぜひともそういう指導をきちんとしていただきたいということで、この項は終わらせていただきます。

### ◎全国学力・学習状況調査の結果について

次に、学力向上について、今回、全国学力・学習状況調査結果というのをいただきました。それで、私も代表質問で質問しておりまして、若干よくなったというお話があったのですが、まずこの全国学力・学習状況調査、ほかの政党では必要ないと主張されることもありますけれども、我が自民党はやはり全国的にと全道で我々が今、学力だけではないです。確かに学校は社会生活とかいろいろなほかのことも教えないといけない。でも、その基礎的学力をつける、これもやはり本分でありますので、今どれぐらいしているのかということ把握するには必要だというふうに考えています。

それで、1 ページ目を開きますと、調査の目的ということでは書いてありますけれども、こういうことではなくて、まず、実施することの意義について、教育委員会ではどうお考えかお答えいただきたいと思います。

### ○（教育）指導室中島主幹

この調査の意義についてでございますが、義務教育の機会均等とその水準の維持向上という観点から、学習指導要領の内容の定着がどのぐらい図られているかということについて、学力学習状況を把握分析して教育指導の充実、それから学習状況の改善等に役立てていくこと、それが本調査の意義と考えております。

### ○鈴木委員

実際、この調査結果では、北海道が本当に下位ですよ。そして、後志がその中でも下位に位置し、小樽が更に下位という実態がはっきりわかったわけです。そのかわり、今回、若干ではありますけれども、学力が向上していると。皆さんが教育課程に基づき取り組んだ、その成果がこういう形で反映されよくなったというふうに思っているのです。代表質問でも聞きましたけれども、もう一度その小樽市の小学校、そして中学校の実態というのをかいつまんでお答えください。

### ○（教育）指導室中島主幹

小樽市の今回の結果についてでございますが、小学校においては、ほぼどの教科とも全道の平均と同様であり、全国に比べてはやや低い傾向にございますが、全国との差は経年の比較から見ても縮まっている傾向が見られております。一方、中学校においては、A問題、いわゆる知識を調べる問題においては、全道とほぼ同様の結果になりましたけれども、知識を生かして活用力を見る問題に関しては全国に比べて低いと、特に数学のB問題においては、大きく全国と差があるということで、それが課題であるというふうにとらえているところであります。

### ○鈴木委員

私も代表質問の中で述べさせていただきましたけれども、いつも全道平均というか、全道と比較した調査結果の概要をまとめていただいているのですが、北海道の順位自体が先ほど言ったようにこのごろ結構上下します。中学校は38位から46位、46位から38位。そういった形で、そこだけで比較すると、たまたま道と同じでも道が低ければ低いわけですから、全国的といいますか、やはりそこが絶対ベースになると思うので、その比較もやっていた

だきたいということなのですけれども、その件についてはどうですか。

○（教育）指導室中島主幹

委員のおっしゃるとおりでございます。昨年度は全国調査がありませんでしたので、この結果につきましても、公表はできませんでしたが、今回の結果においては、全国との比較ということを重んじまして、学習状況、生活状況ともにその点は重視した公表の形になっております。

○鈴木委員

それで、先ほど言いましたように、中学校のほうがよくないですね。小学校もあまりいいとは言えないのですが、中学校がそういうことに関して、教育委員会指導室としては今後どのように力を入れていくのか、お示しください。

○（教育）指導室中島主幹

特に中学校においては、最後のページにもございますように、生活習慣、いわゆる家庭学習の量が全国に比べてやはり非常に少ない状況にあるということが言えます。ということは、学校で学んだことはしっかりと家で復習をしたり、また次の学習を予習をしたりと、そういうような学習がやはり不足しているのではないかと、そういうことがまず、言えるのではないかと思います。二つ目といたしましては、やはりこの調査は思考力、判断力、表現力という言語能力を求められている調査の要素が強いものですから、やはりそのような力を育成する授業、そういう授業を中学校の教員により強く指導室として指導していくと、そういう部分で強化していきたいというふうに考えております。

○鈴木委員

調査といいますか、テストだけではなくて、調査なのですけれども、生活習慣や学習習慣等に関する児童・生徒の質問ということで、たしか62項目やられているのですよね。その中で、あえて調査結果には4項目だけ載っているのですけれども、この4項目を抽出したねらいというか、なぜ4項目なのかということをお聞かせください。

○（教育）指導室中島主幹

本市においては、まず朝食を食べていますかと、それから携帯電話や通話、メールをしていますか、それから家での家庭学習の時間、それから最後の読書の時間と、この四つをピックアップしまして、調査結果として公表をした理由についてですけれども、この調査は経年で調べてみても、小樽の状況というのは全国と比べて非常に良いというか、そういうような結果が出ている項目であります。特に携帯電話や読書については、例年この部分については教育委員会としても力を入れている部分でもございますので、そういった意味でこの4項目を選んだということになります。

○鈴木委員

この4項目については全国に比べて、本当に北海道、中でも小樽が著しく落ちているというか、厳しい結果が出ているのですけれども、ちょっと気になるのは特に4番であります。家と図書館でふだん月曜日から金曜日まで一日どのぐらいの時間読書しますかという問いですけれども、小学校で10.5パーセント、中学校で13.9パーセント、要するに全くしないというのが高くなっているのです。私もかなり以前にPTA会長をやっていて、そのときからずっと小樽では、読み聞かせとか読書に親しませるPTA活動が、結構根づいていると思っていますので、ほかの学校でもやっています。その小樽で、読書について、全くしないという回答が、全国平均よりこれほど高いというのが不思議なのです。読み聞かせということをやっている、それは絶対いいことだと思いますし、これを今後もやっていくのでしょけれども、それだけでは読書をするということには結びつかないというふうな結果ですよね。ということになりますと、このことに関してはどういうお考えですか。別の取組もやるのかどうなのか。

○（教育）指導室中島主幹

委員がおっしゃるとおり、本市においては朝の読書、それからPTAによる読み聞かせ等が盛んに行われている

ところでございますが、家に帰った後、いわゆる帰宅した後の生活習慣、生活時間の使い方という点では、改善を要するところが多いと思います。例えば、テレビの視聴時間、それからゲーム、又は携帯を利用した時間ということに時間を費やすことによって、勉強時間やそれから家でゆっくり読書をする、本を読む時間などが十分確保されていないと言えるのではないかと思います。そういった点では、学校で取り組まれている読書活動が家でも継続して行われるように、やはり児童・生徒の生活習慣というものをどう見直すかというのを保護者とともに進めていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

#### ○鈴木委員

ぜひともそこら辺のところを頑張ってやっていただきたいと思います。せっかく上向きになってきているわけですから、これをもっと頑張っていただきたいと思います。

#### ◎学校別結果の公表について

それで、あと二つお聞きしたいのですが、今日の新聞で全国学力・学習状況調査の結果を、学校別に公表という記事が出ておりました。佐賀県武雄市だったと思います。保護者の7割が要望したということであります。教育委員会のコメントとしては、ちょっと問題もあるだろうということでしたけれども、学校格差につながるの困るのですけれども、PTAとしましても、うちの学校はどの程度なのだろうと、うちの子供たちの環境はどの程度なのだろうという話題はずっと出ておりました。そして、教育委員会としては今言ったように格差とかそういうことに繋がるおそれもあるので、無理ですという回答をしていましたけれども、全国的には開示するところが増えてきています。そのことについて、今後、教育委員会はどうしますかということと、もう一つは先ほど最初に言いましたけれども、全国学力・学習状況調査について今後どうするか。ずっと継続していくとは思いますが、そのことを確認したいと思います。

#### ○（教育）指導室長

まず、公表についてでございますけれども、全国的な流れということで、いろいろな地域で学校の名前を公表したりということがございます。今回、私どもが公表しました資料がお手元にございましたら、実は9ページに、全国以上又は全道以上、管内以上ということで、それぞれ昨年より一歩踏み込んだ中身で何校校数があるかということで示しております。具体的には、小学校でいいますと、北海道平均以上の学校が26校中14校ございます。また、その小学校26校のうち7校以上が全国を超えております。中学校におきましては、後志管内が56.8という平均でしたので、北海道よりも低いのですけれども、それが6校、うち全道平均以上が4校、全国平均以上が3校というような状況を今年になって初めて記載させていただきました。

これについては、それぞれの学校の立ち位置というものを、これを基に保護者にも今までよりはわかりやすく示したところでございます。ただ、実際にその学校ごとの点数となりますと、やはりその結果を公表することで点数だけがひとり歩きしてしまう部分も実際にはあるかと。その学校に通っている子供、保護者、地域、ある意味いろいろレッテルを張られてしまう部分、また風評ということもあるかと思えます。まだその状況を、今の状況を的確にとらえながら、その辺は慎重に、なおかつわかりやすくより正確な情報というのも必要だというふうには認識してございます。さまざまな情勢を踏まえながら、今後、慎重に対応していきたいというふうに思っております。

2点目は全国学力・学習状況調査の今後につきましても、先ほど主幹からございました。やはり全国水準、これを保障するのは当たり前のことでございますので、今後もやはりこのことについては取り組んでまいりたいというふうに考えております。

#### ○鈴木委員

#### ◎津波ハザードマップについて

次に、防災について伺います。

これも代表質問でお聞きしましたけれども、まず津波ハザードマップについてであります。この前、市議会議員

全員に渡されまして、いろいろなところで市民から問合せがあります。特に津波の影響はどのようなのでしょうかという事は、よく聞かれますので。その中で、北海道北西沖沿岸側の想定マグニチュード8.0のときが最大遡上高3.13メートルということで港湾区域とか、マップの中では一番になるわけです。代表質問でもお聞きしたとおり、一般市民の方に説明すると、3.13メートルの最大遡上高というと、海面から3.13メートルまでということなので、小樽は、坂のまちですから大したことないという思いの方が多いのです、私が説明しても、なかなかわかってもらえない。それで、代表質問前に防災担当に、このままでいいのですかと。こんな安穩として津波が3.13メートルしか来ないのだったら、走って逃げてちょっと上、10メートル以上の高台へ避難すれば、大丈夫というような雰囲気になっているけれども、このままでいいのですか、という話をした中で、答弁は可燃性の貯蔵施設の破壊とか、家屋が流されてきて、それに巻き込まれて、引きずり込まれて大変な目に遭うかもしれないので、そうはいかない、というお答えでした。そして、地域にも避難訓練を通じて、津波の危険性を周知していくということなのですから、津波ハザードマップでは、ここは大丈夫だと印象づける記載になっているのですけれども、答弁との整合性をどう説明するのですか。

例えばマップではここまで行けば大丈夫だということなのですが、一応答弁ではそういう想定では危ないと。ちゃんと避難してもらわないと困るところがありまして、それでは説明をするときにはどう説明したらよいのでしょうか、まずそのことについて、お答え願います。

○（総務）小濱主幹

津波ハザードマップ関係の御質問なのですが、今回津波ハザードマップをつくりまして、浸水想定区域内の町会と、あとそれに隣接する町会にそれぞれ配布しています。その意味につきましては、浸水想定区域に位置し、これも自然のもので、あくまでも必ず想定位置に来るとということにはなりませんので、ある程度増減ということがありますので、隣接している町会にも配布しているところです。今のところ町会等の避難訓練等を実施しておりますので、その中では津波については浸水想定区域だけではとまらない、ということは周辺の方に周知した中で、町会のほうで避難訓練をしていただいているというふうな形になります。

○鈴木委員

津波ハザードマップで先ほど言ったように沿岸でマグニチュード8.0という、一番来る可能性の高い大きな地震が来た場合の津波の予測が最大遡上高3.13メートルというお話ですよね。ですから、それ以上というのは、例えば先ほど言ったようにものが流されたりなどということもあるのですけれども、津波ハザードマップに載っている標高11メートル以上の避難所というのは、そのまま使えるというふうに思っているということなのですか。今おっしゃったのは、あのマップのとおり避難すれば安全だということか、そういう想定では厳しいのだということか。とすれば、新たに対策を考えるのか、要するに津波ハザードマップによる避難の仕方は問題ないということなのですか。

○（総務）小濱主幹

御質問の津波避難所なのですが、それについては今委員がおっしゃいましたとおり、津波ハザードマップ、道のほうでやっているシミュレーションの最大の予測数値を載せているところです。その上で、現在その予測を基に、津波被害のおそれのない十分な標高、建物自体の高さのある施設について指定しておりますので、私どもとしてはその津波のときの避難所ということで24か所指定しておりますが、そちらのほうに逃げてくださいというふうな形にしております。

○委員長

11メートルの高さの津波が来た場合、その避難所で大丈夫ですかと聞いているのですが。

（「大丈夫と言っているよ」と呼ぶ者あり）

（「でも、今最大でもそういうのは来ないのでしょうか」と呼ぶ者あり）

○（総務）小濱主幹

確かに11メートルの津波が来た場合には、その避難所まで……。

○鈴木委員

私が先ほど言った最大遡上高は、3.13メートルだけれども、いろいろな材木とか流れてもうちょっとかさは増すということですが、ハザードマップで書いてあるのですから、10メートルや20メートルという遡上高の津波は想定されないのでしょうかねと。

（「それ、標高のことを言っているのかい」と呼ぶ者あり）

標高ではないですよ。海面からの遡上高。海面からの高さです。ですから、要するに、聞きたいのは、ハザードマップで市民の皆さんは安心しきっていますけれども、実際はそれではちょっと心もとない、もうちょっと注意してもらわなければいけないということはわかりました。だけれども、あのマップで避難できる場所はそのまま使用できるのですかということなのです。

○（総務）小濱主幹

その津波避難所は今の私どもの津波防災対策の中ではお使いいただいて構わないという、大丈夫だというふうに考えております。

○総務部参事

標高の話だと思うのですが、東日本大震災のとき、委員がおっしゃったようにハザードマップのその浸水区域の中の人たちは、やはりその間際にいる人といいますか、区域外の人たちが逃げ遅れたという例が相当あったのです。それで、先ほどから主幹が言っているように、私どもで今実際にそれぞれ町会に入りまして、それぞれ避難訓練をやっているのですが、ただ、それぞれの地域の中の浸水区域、それにさらに標高5メートルの高さを一応足して、それだけの余裕を持った中で逃げてくださいという、そういう指導もしております。それで、その避難所は大丈夫なのかということなのですが、今おっしゃったように、5メートル例えばプラスしても11メートルが高ければ、それは避難所としてできるのではないかなというようなことで話をしております。

○鈴木委員

わかりました。5メートルぐらい足した被害として考えていただくということで言えば、大体わかりやすいということなのですね。わかりました。

◎自主避難について

では、次に、例えば、災害発生時、住宅の裏山が地すべりしたという話も聞きます。本市は、結構傾斜地などが多いですから、そのときによく問合せがあるのが、自主避難という言葉なのです。うちの隣の町会の方にも聞かれたのですが、大量の水がわいて、何か自分で危険を感じる。ひとり暮らしの高齢者も多いせいもあるのですが、そういったときに自主避難として学校とか、それから町内会館とかそちらに移りたいのだけれども、どうすればいいのかというお話があって、町会長でもわからない方がいらしたので、その点についてはどうなっていますか。

○（総務）小濱主幹

自主避難についてですが、自主避難の場合につきまして、自主避難先として町内会館を、例えば本来であれば親戚や家族の家に逃げていただくということが一番かと思うのですが、そういう場所がない場合につきましては、町内会館を利用できますということで、ホームページ等でも私どもも周知しているところでございます。がけ崩れですとか、地域的に限定される災害がありますので、広い体育館にぼつんと一人又は一家族でいるよりは、近くの町内会館のほうが使い勝手もいいだろうということで、平成17年に各町会のほうに保有している会館について、自主避難などの場合に避難所として使えるかどうかということについて照会をさせていただいております。現在、市内に72か所の会館があるのですが、ほぼすべての町会から使っても構わないという御返答をいただきまして、18年度

に自主避難、例えば御本人から申入れがあった場合ですとか、あと御本人から市役所のほうに自主避難したいという申出があった場合の町会へのお願いの仕方ですとか、その流れを書いたマニュアルというのを配りまして、22年度にも一部改定したものですから、また再度町会にそのマニュアルについて送付させていただいているところではございます。

**○鈴木委員**

**◎原子力防災について**

防災の項の最後ですけれども、原子力防災についてです。今、泊原発は稼働しておりません。そういった中で、再稼働するかしないかは、わかりませんが、例えば本市はU P Zの圏内に入っていないわけですけれども、そういった中で例えば再稼働して、原子力事故があった場合、30キロメートル圏内には入っておりません。しかし、例えばそういう事故があった場合、市長がおっしゃったようにいろいろな情報をいただくような体制は今もうできているというお話です。そうするときに、小樽市民というのは、小樽市から何か例えばそういうことがあったときに指示を受けるのでしょうか。例えば外に出ないでくださいとか、そういうような指示マニュアルというか、そういう対応ができているのかについて聞かせください。

**○総務部参事**

マニュアルができているのかというお尋ねなのですけれども、万が一事故が発生した場合というのは、シミュレーションとして我々もやはり常に考えておかなければならないものですから、ただ、この中で今おっしゃったように本市のような30キロメートル圏外の自治体というのは、いわゆる自宅などの屋内退避、それからそれ以上になるとコンクリート製の建物に退避するというような、防護対策を言われているのですけれども、ただ今起きたらどうするのだというお尋ねですから、やはり北海道の原子力防災計画がありますので、我々はそれに基づき、その中にいわゆる退避の基準とかそういったものがありますので、それを参考にしていきたいと思っています。

だから、今のところマニュアルはないですけれども、ただなぜマニュアルをつくっていないのかということに関しては、現在、国のほうでそういった避難や退避に基準というのはまだ指針に盛り込まれていないのです。今まだ検討中なのです。それができたら、前にも市長から答弁しているように本市は30キロメートル圏外にあるのですけれども、いわゆる原子力防災計画というものについては、やはり後志の他の町村の受入れもありますので、受入れの計画、それから退避の避難となるものについては、基準ができれば、それらについて検討して計画に盛り込んで、マニュアルというよりは防災計画に盛り込むように考えていきたいと思っています。

**○鈴木委員**

まさにそういうことだと思います。30キロメートル圏外ですし、なかなか小樽市で一度に避難とか、市民の皆さんを誘導するという話にもならないと思うのです。ただ、そういう事故が近くで起こった場合、やはり家の中でじっとしていてくださいとか、例えば不用意にこういうことをしないでくださいとか、そういう最低限の注意勧告などを行う体制だけはやはりつくっていただきたいということなのです。ですから、そのことがあるかないかで、やはり市民としても安心感も増えますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがですか。

**○総務部参事**

今、委員からお話を伺いましたので、確かに小樽市の地域防災計画の中にも災害応急対策計画というのがございまして、その中にいわゆる避難だとか、それから今おっしゃったように住民に対する災害広報、こういうようなことで屋内退避してくださいとか、そういうものも盛り込まれていますので、また新たに、今、国からいろいろなものが出てきますので、それらを基にして、また計画の策定を含めて考えていかなければというふうに思います。

**○上野委員**

**◎堺町駐車場について**

それでは、一般質問でもさせていただきます、堺町の大型バス駐車場について幾つか質問させていただきます。

一般質問の御答弁で来年度以降、土地の賃貸借契約の継続が認められたということなのですが、平成22年度、23年度、そしてこの24年度と3年間の賃借の契約が認められていたのですけれども、今後、これまでと同様に、3年間認められていくのかどうかについてお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

平成25年度からの契約の更新でございますけれども、国から貸付けの継続を認める通知がございましたが、こちらには新たな貸付期間は25年4月1日から26年3月31日ということで単年度の契約ということになっております。

○上野委員

単年度ということは、毎年、北海道財務局と協議を進めていくということになると思うのですけれども、その単年度になっている理由をお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

もともと国からは購入することが前提であると言われております。本市としては、財政的に厳しいということで購入は困難であると。それで、貸付けの継続をお願いしたというところでございますので、先方からは基本的には購入について、きちんと検討してくださいということをおっしゃっているところでございます。

○上野委員

それでは、買うということを前提として、単年度ごとの契約になったとのことですが、市の検討した意思を毎年協議させていただくというようなことでございますけれども、例えば買う権利について、今のところは、あの土地は北一硝子と小樽市が借りていると思うのですけれども、例えば別な業者がいきなり買いますとなって、市が借りられなくなるというようなことは基本的にないのでしょうか。優先権というのは基本的に今小樽市にあると思いますが、今後も続くのかどうかということをお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

現在借りているところについて買う権利があるということです。

○上野委員

ということは、一応使っているということで、購入の場合、優先権は小樽市が継続しているという認識でよろしいでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

買うことを前提にしての協議を進めるということになるのですけれども、財政的には厳しいので本市としては賃借の継続をお願いしているということです。

○上野委員

今度、賃借料についてお尋ねしたいのですが、たしか御答弁では賃借料は1,500万円ということで今まで設定されていたのですけれども、今度、単年度ごとの契約になって、賃借料の協議をしていく中で、この金額で今後も推移していくものなのか、その都度金額についても協議はされるのかどうかについて、お聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

現在の賃借料は1,500万円ではなくて830万円で、720万円は北一硝子への管理委託料も含めての金額ですけれども、国からは現在の算定基準が改定になる可能性もあるので、はっきりとした金額では示されないのですけれども、現在の金額よりも下がるということで、まずは平成25年度については聞いております。ただ、3年分を一括して算定することになっておりますので、単年度ごとの契約継続ですが、25年度と同様、3年間は同様の金額ということになります。

○上野委員

今年度までの契約金額よりは向こう3年間の賃借料は下がる傾向にあるだろうと。基本的に下がった中で、3年

間は契約更新されていくということですね。

この大型バス駐車場については、堺町かいわいだけでなく、小樽市の観光にとってもやはりバスをとめる場所として、一番立地条件がいいところでございますので、今後なるべく継続して使用できるよう、一般質問でも申し上げましたとおり、今後永続的に使用するには、市の財政負担だけではなかなか厳しいものも出てくると思いますので、小樽市だけではなくて、ぜひとも堺町周辺の商店街組合や、あるいは地元企業の皆様との協議の場をどこかに設けて、協議を通じて、何とか継続をしていくよう御努力をされますことをお願い申し上げます。

#### ○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

---

#### ○松田委員

先日、代表質問の御答弁で再確認させていただきたいことを含めて、何点か質問させていただきます。

#### ◎介護虐待について

最初に、介護虐待、高齢者虐待についてお聞きします。

先日の御答弁では、市で把握している介護虐待の件数をお聞きしましたところ、平成21年度は24件、22年度は34件、そして23年度は30件ということでしたが、これは総体的な数でしたので、それを身体的虐待、経済的虐待、介護放棄というふうに虐待内容に分けてお示しいただきたいと思います。

#### ○（医療保険）介護保険課長

過去3年間の虐待件数の内容についてでございますが、1件の虐待で重複している理由もありますので、合計件数と合いませんけれども、答えさせていただきます。

平成21年度の通報件数は今委員が言われたように24件で、暴力行為による身体的虐待が11件、意図的に介護を行わない介護放棄が5件、年金などをだまし取る経済的虐待が8件、暴言等の心理的虐待が10件、性的虐待が1件、22年度の虐待の通報件数は34件で、身体的虐待が17件、介護放棄が8件、経済的虐待が4件、心理的虐待が17件、性的虐待が1件、23年度の虐待通報件数は30件で、身体的虐待が18件、介護放棄が5件、経済的虐待が10件、心理的虐待が14件、性的虐待がゼロ件となっております。

#### ○松田委員

そして、虐待を認識できた場合の対処方法をお聞きしましたところ、通報を受けた市は関係者による個別支援会議を開催し、命が危ぶまれるような緊急性がある場合は特別養護老人ホームなどに措置するという御答弁でしたけれども、この件につきましては、今3年間のこととお聞きしましたが、3年間にこだわらず、過去にそういった特別養護老人ホームに措置したケースがあったかどうか、お示しいただきたいと思います。

#### ○（医療保険）介護保険課長

特別養護老人ホームの措置につきましては、介護保険制度ができた平成12年度以降は実績がありません。これは介護保険制度ができて、措置制度の適切な利用に至っていない状況があるために、全国的に課題になっているケースがあります。本市においては本年6月に特養の職員などを集めまして、市として虐待など緊急性がある場合には、適切な措置制度を利用するというので、施設に協力を求めたところでありました。虐待と措置というのはセットになりますので、その辺を考えると、措置制度を利用して特別養護老人ホームに入所するというケースは、今後も想定されるのではないかと考えております。

#### ○松田委員

それで、先ほどの御答弁にあった個別支援会議はどのような方々で構成されて、またこの会議というのは虐待通報があった都度開催されるのか、定期的で開催されるものか、又は命に及ぶ危険性が生じた内容のときだけ開催されるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

### ○（医療保険）介護保険課長

個別支援会議の内容等についてでございますが、基本的には虐待の都度会議が開催されることとなります。生命に危険が及ぶかどうかも含めて、基本的には虐待の通報があった都度開催されるということ、メンバーにつきましては、その虐待を受けた利用者の、例えば介護サービスを利用している方であれば、ケアマネジャー、サービス提供事業者、市、包括支援センター、あとその方の内容に詳しい方で、例えば民生・児童委員ですとか、町会の役員等柔軟な形で対応させていただく、また、医療機関を通院等で利用している方については、その看護師とか生活相談員なども入って個別支援会議を開催して、よりよい方向性に持っていくという形で検討している状況でございます。

### ○松田委員

それで、高齢者虐待防止法というのが平成18年から施行されたということですが、その内容によると、介護者については家族、親族、同居人等だけではなく、介護サービスを提供する養介護施設の職員、従事者も高齢者虐待防止法が適用されるというふうになっていましたけれども、もちろんそういったことはあってはならないことですが、市内における介護施設職員による虐待の件数も押さえていたらお示しいただくとともに、その一部で結構ですけれども、内容についてもお聞かせ願います。

### ○（医療保険）介護保険課長

施設に従事する養護者による虐待の件数等でございますが、平成21年度はゼロ件、22年度は4件、23年度は1件、市に通報が入っております。通報者は利用者の家族ですとか、匿名による手紙などで通報が入っております。22年度の4件につきましては、虐待の内容が職員による心理的な虐待、いわゆる言葉の暴力という形で報告を受けております。

一部事例を紹介しますと、昨年度に起きた虐待の通報は医療機関から通報があったものですが、施設に入所している方が医療機関に入院したと。その医療機関で高齢者の体を見たところあざがあったということで、市に虐待の通報がありました。市では施設と医療機関に確認した中で、入院する前の施設ではその方は栄養点滴ですとかいろいろな点滴をしている中で、注射針のところにあざができたということの確認がとれたところでありまして。病院ではその注射針のあざが虐待の原因ではないかということで不審に思って市に通報したものでありますが、結果的には虐待の事実はなかったということでございます。

### ○松田委員

#### ◎介護サービス提供拒否について

次に、介護サービス施設による介護サービス提供拒否の件についてお聞きします。

これは私たちもよく市民相談を受けている中でケースでありますけれども、高齢の両親を息子とともに介護をしていた女性からの相談でした。その方は、シングルマザーですので、経済的事情から仕事をもちながら高齢の両親の介護をしていました。その父親がもともと頑固な方で、妻や娘に対し、気に入らないことがあると暴言を吐いていた方なのですが、最近は自宅で犬を飼ってまして、その犬に棒を持って当たり散らして、追いかけて回すようになったと。これがいずれ自分たちのところにも被害があるのではないかというふうに身の危険を感じるようになったということで相談を受けたことなのですが、そういう介護をしている人に、こういったケースがあると私が相談したら、その行為が認知症から来るものなのか、精神病から来るものなのか、なかなか見極めることは大変だけれども、医師とよく相談してごらん下さいということで、医師から薬を処方してもらって落ちついていたのですが、しかし、何と云ってもやはり大変だということで、ショートステイを利用することになりました。介護している方からすると、いつきではありますけれども、介護から解放されて少し息抜きができるということでショートステイを利用することになったのですが、私もその話を聞いて安心していました。ところが、その施設の方から、この父親はもう大変だから、うちの施設では今はいいけれども、次のときには見ることが

できないというふうに拒否されたと、どうしたらいいだろうという切実な声でした。

このように施設からサービス提供を断ることができるかどうか、またどういった場合にサービス提供を断ることができるのか、こうしたことについてお聞きします。

#### ○（医療保険）介護保険課長

サービス提供拒否についての御質問ですが、まず利用者とサービス事業者間で契約というものがありまして、介護サービスを利用するときは必ず利用者とサービス事業者で契約を結んでサービスに入るというのが最初でございます。その契約の中に、必ずこういう場合はサービスが提供できないという契約解除の項目があります。これは必ずどこの事業所でも契約解除の項目というのがあって、その中には例えば暴力ですとか、暴言ですとか、嫌がらせですとか、そういうことで対応できない場合があるという項目が入っています。それに基づいて事業所としては、サービスが提供できないというような形でおっしゃっているのではないかというふうに考えます。

例えば今言ったように、利用者から暴力、暴言、嫌がらせを受けて、介護従事者にそのようなことをやることによって、例えば訪問介護のヘルパーが自宅に訪問できないですとか、デイサービスの職員が常につめでひっかかれてけがをしているという事例もありますので、介護サービス全般にこのようなことが言えるのではないかというふうに考えます。

今、委員の言われたショートステイでサービス提供拒否があったということなのですが、ショートステイというのは、今言われたように、基本的には在宅でいつき 1 週間なり二、三日施設を利用するというサービスなのですが、施設側としてもその利用者を常に見ているわけではありませんので、1 枚のフェースシートという紙で利用者の状況を把握してサービスを提供するものです。フェースシートの状況と違う状況が生まれるという可能性もあります。利用される高齢者にとってみれば、自宅で生活していたものが、いつき施設に行くということになると、やはり不安で不穏な状況が生まれます。そういうときに、例えば認知症の方であれば徘徊ですとか、その事業所の介護サービスを拒否するというケースもあります。そういったときに、日中のショートステイであれば職員もたくさんいるので対応は可能ではないかと思うのですが、特に夜間になると人員配置が非常に手薄になりますので、そのときに例えば認知症の方が徘徊してつきっきりになるといったときに、ほかの利用者から緊急コールがあるといった場合に対応できないケースも出てきます。そういうときに、やはり事業所としてはほかの利用者もいる中でなかなか対応が難しいということがあって、ショートステイなりのサービス提供の難しさがあるのではないかということが想定できます。

いずれにしても、サービスを利用する段階で、いわゆる利用者とサービス事業者が契約する段階で、事前にそのようなことを想定した上で契約するというのが大前提でありますので、やはりそこがうまくいっていないと、後ほどいろいろボタンのかけ違いがあって、苦情等に結びつくというケースもありますので、最初のサービスを提供する段階でのお互いの契約というものが一番大事になるのではないかというふうに考えます。

#### ○松田委員

結局、その父親というのは、かかりつけではない精神科を受診し、最初は断られたそうですけれども、今までの経緯、こうやってショートステイからも断られた、サービスも受けられなかったとかということを経条書きにして、また自分自身の体調の、介護している方の体調の悪さとかも全部訴えて、その結果、一般の病院に入院させることができたというふうに回答いただいて私も安心したのですが、先ほど言ったように、契約であるということ、内容を読んだのか、話し合いをきちんとしたのかという部分もあると思うのですが、今後やはり少子高齢化で、核家族化が進むというふうになったときに、やはり家族の手だけでは介護できなくて、いろいろなサービスを受けなければならない状態が想定されるわけです。一方的に介護従事者を責められない部分もあると思うのですが、今後もう少し温かい目で見守っていただけるような、安心して暮らせるような高齢社会になっていただきたいと思えます。

### ◎介護施設における避難訓練について

次に、同じく代表質問でも述べさせていただきましたが、介護施設における避難訓練についてお聞きいたします。過去にグループホームで火災が発生して、入居している高齢者がお亡くなりになったという事件もありました。そこで、介護施設における火災訓練はどのように義務づけられているのか、最初にお聞きします。

#### ○（消防）予防課長

ただいまの介護施設の訓練についての根拠ですが、消防法第 8 条に基づき、防火管理者を選任後、消防計画を作成し、その計画に基づき消火、通報及び避難訓練等の実施を防火管理上の業務とあわせて行わなければならないと規定されております。

#### ○松田委員

火災訓練の結果につきましては、施設から市に対して、こういう内容のことをやって、こういうふうになったということを報告する義務はあるのでしょうか。

#### ○（消防）予防課長

訓練結果ということでありまして、避難訓練等の自衛消防訓練につきましては、事業者の求めにより、消防職員が訓練に立ち会うこととなっておりますので、訓練終了後には職員が講評を行い、施設での管理体制、避難誘導方法、通報要領等について改善すべき点や指導を行っているところであります。

#### ○松田委員

私も介護施設の自衛消防訓練に参加させていただいたことがあり、非常口が駐車スペースに隣接しているため、訓練当日もそのスペースに車が駐車しているということで、その訓練の後、懇談会でそういったことはどうなのだろうかという、問題はないのだろうかということを施設に伺ったことがあります。これに限らず、市では避難訓練での問題点や改善点など、他の施設への情報提供というのははされているのかどうか、この点についても聞きたいと思います。

#### ○（消防）予防課長

消防本部では毎年立入検査を実施しておりまして、施設内の消防設備の維持・管理や管理体制等について指導しております。また、施設によっては避難所の問題点も異なりますことから、他の施設内の問題点等についても関係者に知らせるように努めております。毎年 6 月に介護施設を含めた事業者に対して、消防防災研修センターにおいて自衛消防訓練等の指導をしておりまして、その中でも注意点等については、過去の訓練等の結果を踏まえ指導しております。

#### ○（医療保険）主幹

介護事業所の避難訓練の情報共有ということですが、介護保険課としましても、平成 22 年度の介護事業所集団指導におきまして、消防本部職員による防火安全対策について事例を交えて講義していただきました。また、今後におきましては、消防本部と介護事業所から避難訓練の参考事例を提供していただきまして、集団指導の場において周知していきたいと考えております。

#### ○松田委員

小樽の場合、介護施設の場所、2 階建て、3 階建てといった構造、規模など施設によっていろいろあると思えますけれども、今の時代は、とにかく情報の共有化が大事だと思いますので、今後ともその件についてよろしく願います。

### ◎住宅用火災警報器の設置状況について

次に、住宅用火災警報器の設置状況についてお聞きします。

平成 23 年第 2 回定例会で質問させていただきましたけれども、この警報器につきましては、昨年 5 月 1 日から設置が義務づけられたということで、小樽の状況はどうですかと質問したところ、小樽市は 60 パーセント台で全道の

平均から見ても低く、設置率向上に向け、広報だとか町会の会合等で呼びかけていくというような御答弁をいただきました。その後、1 年が経過し、現在の設置状況につきまして、どのようになっているのか、お聞かせください。

○（消防）予防課長

住宅用火災警報器の設置率についてでございますけれども、状況につきましては、平成20年の実施後、市内の約 6,400 世帯を対象にアンケート調査や春、秋の火災予防運動期間など、各種防火行事において調査を実施、継続実施しており、本年 6 月末以前の本市における総務省発表の普及率は 71.9 パーセントとなっております。また、一部設置、施設内に 1 個以上あるという設置につきましては、80.3 パーセントとなっております。

○松田委員

昨年の時点では全道的にも設置率が低いということだったのですけれども、これについては今年の設置状況から見たとき、他都市と比べてどのようになっていますか。

○（消防）予防課長

他都市と比較してということですが、全国平均では 77.7 パーセント、全道平均では 78.8 パーセントであります。家庭内において住宅用火災警報器が先ほど言いました 1 個以上設置している世帯が 80.3 パーセントとなっているため、本市が特別低いという判断はしておりません。しかし、未設置の世帯が 2 割近くあることから、全世帯に住宅用火災警報器の設置に向けて重点目標として掲げ、設置推進に向けて取り組んでいるところであります。

○松田委員

昨年から比べて設置率が向上したと。広報や町会の会合等で呼びかけていただいた成果だと思います。この住宅用火災警報器につきましては、大変効果があるとお聞きしておりますので、100 パーセントに近い設置率に向けて、また今後取り組んでいただきたいと要望いたします。

◎保育士の配置状況等について

次に、子育て支援ということで、保育士の配置率についてお聞きします。今後の見通しにつきましては、代表質問における保育士の人数に不足はないのかという質問に対しまして、小樽については今のところ不足はないという答弁でしたが、現在の保育士 1 人当たりの児童の配置基準をお聞きします。

○（福祉）子育て支援課長

認可保育所の運営に関しまして、保育士を配置する基準についてであります。国は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めており、同基準第 33 条で入所している児童数に応じ配置が規定されております。具体的には保育士の数は乳児、おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児、おおむね 6 人につき 1 人以上、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児、おおむね 20 人につき 1 人以上、満 4 歳以上の幼児、おおむね 30 人につき 1 人以上とするとされているところでございます。

○松田委員

この配置基準というのは、市立保育所と私立保育所では同じでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

基準についてであります。公立それから民間の保育所でも同じ認可保育所であれば、今申しあげました国が定める児童福祉施設の利用及び運営に関する基準が適用になります。基本的には同一の基準が適用になるものであります。

○松田委員

最近、病院職員の幼児を対象とした保育所ができました。小樽では、こういったいわゆる認可外の保育所はどのくらいあるのか、そこに入所している児童数はどのくらいあるのか、わかっていたらお示してください。

○（福祉）子育て支援課長

市内の認可外保育施設の状況でございますけれども、施設の分類として大きく三つに区分して申し上げますが、

一つは事業所内保育施設、それから院内保育施設、それからこの二つ以外の施設ということになります。施設の数等でございますが、私どもで把握しております、平成24年4月1日時点の状況を報告させていただきます。事業所内保育施設は2か所ございます。ただし、うち1か所は休止しております、残る施設1か所の定員につきましては32人、入所児童数は20人となっております。それから、病院の関係でございますが、院内保育施設は8か所、定員は162人、入所児童数は138人。最後に、この二つ以外の保育施設ですけれども、7か所、定員は201人、入所児童数は162人、これらの3区分を合計いたしますと、休止中を除きまして箇所数は16か所、定員は395人、入所児童数は320人となっております。

#### ○松田委員

最後になりますけれども、小樽市の市立保育所の保育士は何人いるかとお聞きしましたところ、94人いる。このうち正職員は6割の56人で、あとは残り4割は臨時や嘱託職員だという答弁をいただきました。そこで、臨時、嘱託職員については、産休の代替など一時的なものを除いて、それ以外は全部正職員にするべきだというふうに私は考えているのですけれども、臨時職員、嘱託職員が4割もいるという理由についてお聞きします。

#### ○（福祉）子育て支援課長

市立保育所の保育士配置についてでございますが、正規職員以外の臨時職員、嘱託員について正規職員化すべきではないかという御質問でございます。市立保育所の保育士につきましては、各年4月1日の児童の定員数に応じて国の基準を基本として配置しているところでございます。臨時職員及び嘱託員は一定の割合ではあります。臨時職員につきましては、委員がおっしゃいました産休や育児休業時の代替のほか、休憩代替の対応、それから週休の対応などのために必要な配置、それからその年度の年齢別の入所児童数に応じて加配が必要となる場合、それからまた障害を持つ子供の入所、また年度途中の認定などがあった場合に加配を行う場合、そういった場合に配置しております。それから、嘱託員につきましては、延長保育や土曜日の対応として配置しているものであります。

正規職員化ということにつきましては、嘱託員は延長保育などの必要な時間帯の勤務時間としており、現状が望ましいものというふうに考えております。また、臨時職員につきましては、週休対応のために必要な配置などはいわば恒常的に配置しなければならない要素がありますので、市の保育所ということでは必要に応じて職員団体と協議を図るなどしているところでございます。また、年齢別の入所児童数に応じた加配や障害を持つ子供の入所に応じた加配につきましては、その時点、その時点で入所されます子供の動向によって変動するという要素がございますので、現状の取扱いによるしかないものというふうに考えております。そういったことで御理解をお願いしたいと思っております。

---

#### ○秋元委員

##### ◎本庁舎の電源確保対策について

では、一般質問で取り上げました本庁舎の電源確保の対策について伺いたいと思うのですけれども、初めに委員会が始まる前に理事者の方といろいろと話をさせていただきまして、市長からも御答弁をいただいたとおり、予算の問題、またスペースの問題ですとか、またこの本庁舎の建物のさまざまな問題を考えて、非常に難しい問題だということを改めて感じまして、その部分も踏まえまして、何点か確認させていただきます。

小樽市には地域防災計画がございまして、災害が起きた場合には、この計画どおりに職員の方々もさまざまな活動をするという認識しておりますけれども、今回、登別市で起こったような、停電による3日間、長期間の電源喪失ということで、ある意味で防災計画の想定とは、一種違ったような感じがいたしまして、ニュースなどでも対応を見ますと、こんなことも準備されていなかったのかなというようなことまでも、ニュースなどで載っていましたが、まず、市長も、このような停電があれば、小樽市の住民サービスにも影響が出るという御答弁でしたが、私もいろいろと考えてみましたが、どのような部分が一番市民の方に影響があるというようにお考

えでしょうか。

○(総務)総務課長

基本的に本庁舎が停電になりますと、各種証明書等の発行が電算上出しているという関係でできないということになります。ですから、通常のそういう証明書発行等の住民サービス、これについてはできなくなるというのはやはり影響としては大きいかというふうに思っております。

○秋元委員

そこで、今、証明書などの発行というお話がありましたけれども、こういうさまざまなデータといいますか、そういうものも活用したその部分で、さまざま IT 化が進んでおりますけれども、事務作業によっては、物によっては手作業で行えるような住民サービスの維持というものは、ある程度できるような部分もあるというようなことではないのでしょうか。

○(総務)総務課長

証明によっても各種、各部で出しているものいろいろございますので、一概には申し上げられませんが、一般的にやはり IT 化といいますか、電算化を進めてきた経過がございますので、それについては基本的にその各職場の書類等についても省いていくと。その上で電算化していくということによってやってきておりますので、そうなりますと、やはり証明を手書きするにしてももとになる電算情報がないという、そういう状態になりますので、なかなか手書きで対処するというのは難しい部分が多いというふうには思っております。

○秋元委員

それで、たぶん災害時に発生するいろいろなことについての予測なども、これまでされてきているというふうにするのですけれども、例えば、こういう停電などの場合、時期や時間帯などでの被害想定やそれに対する対応策というのは考えていらっしゃいますか。

○(総務)総務課長

時間的なもので申し上げれば、通常の執務時間ということになると思います。その時間帯がやはり一番住民サービスができない時間帯になるということで影響があると思います。季節的なもので申しますと、年間通じて執務時間は変わっておりませんので、市民生活的には冬場のほうがいろいろ問題を生じるおそれがあると思いますけれども、市の事務という点では、特段ないと思っております。

○秋元委員

そこで、先日の登別市の停電を踏まえて、先日、高橋はるみ知事が現地視察されて、先月12月7日に突発的な停電における応急対応マニュアルというのを出されまして、私も中身を見させていただきました。小樽市の地域防災計画の中にも、停電などによる対策というのはどこまで盛り込まれているのかということ、私も見させていただいたのですが、特に停電に限ってというような対策はなかったというふうに思ったのです。今、停電の影響が予測される時期、時間帯の話をお聞きしましたが、そういう予測がされる上でその対応といいますか、対策というのは考えられていくものと思うのですが、今度道がこういう応急対応マニュアルみたいなものを出しましたけれども、小樽市における停電時などに対する対応について改めて考えていく考えはあるのでしょうか。

○(総務)小濱主幹

確かに、委員がおっしゃるように、停電に限ってということでは防災計画に定めはございません。私どもも、例えば防災担当の執務室では、消防本部の自家発電機設備に結びつけて、常時、停電になっても対応できるようにということで最低限の措置等はしているところではありますが、住民への周知ですとか、各関係機関との連絡の方法ですとか、その辺についてはこれから検討して、必要なものについては計画にも反映させていくようなことも考えてまいりたいと思っております。

### ○秋元委員

予想外といいますか、想定外といいますか、そういう問題が多々起こってくる中で、いろいろな対策等を考えていかれると思うのですが、先ほど IT 化を進める中でのデータのお話がありました。小樽市にはさまざまなデータがあると思いますが、これらのバックアップといいますか、IT 化を進める中で、それらのデータというのはどのようなバックアップ体制により保護しているのかということなのですが、この辺について、現状はどのようなになっていますか。

### ○（総務）情報システム課長

市のデータのバックアップ等についてのお尋ねですけれども、現在、市の行政情報システムですが、これまでホストコンピュータを使ってきた形から、ネットワークを通じて情報システムのサービスを受けるという方式へ順次移行を進めているところです。平成25年度のスタート時までには、その移行がすべて終了する予定ですが、今の時点では新旧のシステムが混在していますので、分けてお答えしたいと思います。

まず、従来からの旧システムでの状況について私から答弁いたします。

市民税などの税や国保などの保険料、介護保険などの福祉系や、人事給与、予算執行などの内部系の業務がこれに当たりますが、ホストコンピュータを情報システム課におきまして、各課の端末パソコンにつないで業務をしております。毎日システム課で業務終了時点でのバックアップをとっています。常に前日までのデータは保管されております。また、その日中、業務中に停電になった場合ですけれども、無停電電源装置というのがありまして、30分から1時間程度の短時間は電気が利用できますので、そのときまでに動かしたデータを保護するために、ゆっくりとホストコンピュータをシャットダウンさせていきます。そのときまでのデータはこのホストコンピュータに保護される、保存されるということになります。

### ○（総務）中崎主幹

次に、新システムで現在稼働している住民基本台帳、印鑑登録、健康管理等のバックアップの状況ですが、新システムはデータが札幌のデータセンターのサーバーにありまして、毎日、夜間にバックアップをとっております。なお、データセンターは無停電の施設となっておりますので、本市が停電となる場合のその直前までのデータが保持される状況となっております。

### ○秋元委員

旧システムを新システムに平成25年度から移行するということで、それまでは前日までのデータはしっかりと保護されているということでわかりました。

それで、そのデータの活用といいますか、今回登別市は3日間かかったということで、確かに停電時ですから、通常のような住民票ですとかそのような発行というのは少なくなるのではないかとはいえますけれども、例えば長期間停電が続いた場合には、そういうようなデータも引き出して使うようなことも可能性として考えられるというふうに思うのです。そのデータの引き出しなのですけれども、先ほどもちょっと伺いましたが、例えば小樽市のこの本庁舎で電源が喪失している場合には、その札幌のデータセンターですとか、庁舎内のホストコンピュータにあるデータというのは、やはり電源がないと引き出せないものなのか、その辺はどのようなになっていますか。

### ○（総務）中崎主幹

データは札幌のデータセンターにあるのですが、それぞれ職員が使うコンピュータの認証のシステムが本庁舎内にありまして、その電源が確保されなければ、あとは通信回線が確保されなければ利用できないという形であります。

### ○秋元委員

データは保護されますけれども、本庁舎の電源が確保されない限りはデータも使えないということで、わかりました。

話は変わりますが、関係機関との連携という部分で、停電時の対応なのですけれども、今回、北電が登別市にファクスで送って、そのファクスも電源が必要であったこともあり、北電側は送信したというが、登別市側は受け取っていないという、当然、電源が落ちているわけですから、そういう問題があったということなのです。通常そういうことがあるのかと、少し不思議に思ったのですが、そのようなことが小樽市で起きないように双方で連携と申しますか、協議というのはされているのでしょうか。

○（総務）小濱主幹

停電時の北電との連携なのですが、現状では、通常時に停電が起きましたら、消防への専用回線ですとか、あと市のほうにも停電が起きているという情報がくるようになっております。毎年、北電とは停電時の対応というのですか、それについていろいろ意見交換等しております、先日もこのたびの登別市の事故を受けまして、新たに今度は北電の担当と防災担当でそれぞれ携帯電話を持っておりますので、お互いの電話番号を交換し合い、通常の電話ではつながらない場合に担当者同士で直接携帯によりやりとりする、というような申合せもしているところでございます。

○秋元委員

そういう場合に、北電から防災担当や消防本部などに連絡が来るといっていますが、本庁舎は当然停電しているわけですから、今回の市長答弁にあるとおり消防本部に非常用電源があるということですので、そういう対応は消防本部でされるということでしょうか。

○（総務）小濱主幹

大規模な停電になって、避難ですとか、必要な部分につきましては、災害対策本部を必要に応じて設置することになります。その情報については、私ども防災担当の部屋において、一応電源の確保はしておりますので、庁内や災害対策本部の中で情報共有するというような形になります。

○秋元委員

たぶんいろいろ問題は出てくると思うのですけれども、今回、携帯電話を利用してさまざまな情報収集をしたというお話がありまして、今回、道が出した緊急対応マニュアルには、携帯電話の基地局も予備電源があって、予備電源も最高で一日ぐらいしかもたないというお話があったのです。ということは、例えば小樽市の本庁舎で電源喪失した場合に、情報等を消防や防災担当でも収集するのでしょうかけれども、例えば本庁舎にいる方々の携帯電話ですとか、そういうものも最長でも24時間ぐらいしたら基地局の予備電源の関係で通話もできなくなるというお話があったのですが、その場合の対策と申しますか、携帯電話も使えなくなってしまうわけですから、そういう状況の中で市民の方々との連絡の受入れと申しますか、対応窓口というのはどこになるのでしょうか。

○（総務）小濱主幹

救助の要請など、市民から連絡のあるものについては、消防本部に入ってくるような形になると思われま

○秋元委員

そうした救助の要請でしたら、そうなのですけれども、通常の例えば避難所はどこなのですかとか、例えば電源の状況はどうなのですか、といったことはたぶん市役所にかかってくることもたくさんあると思うのです。登別市でも実際にそういうことがあって、電話がつかないということがずっと続いていたそうなのですけれども、そういう意味で、実際その消防本部や防災担当では、そうした問い合わせは受けられないと思うのです。受けるときっとパンクしてしまうと思うのです。その部分でも、市民の方々からの問い合わせなども、きっと考えていかなければならないだろうというふうに思うのですが、もし今後考えていくようなことでもあれば、その対策をお話しいただければいいのですけれども、何か取組というのは協議されていますか。

○総務部参事

今、何かあれば消防本部が受けるというのも一つなのなのですが、ただ、私どもの中でたまたま今回、胆振で

いろいろなことがあり、私どもも調査しておりまして、その中で、市長応接室や消防講堂におきましては、停電時の着信専用の部分の回線と、それから停電時の発信用というのがそれぞれございますので、これはやはり今、委員がおっしゃったような場面でこれを活用していけないか、そのように思っております。

#### ○秋元委員

最後になりますが、以前から本庁舎の耐震化の関係で質問させていただいているのですけれども、いずれは、市長も本庁舎建替えと同時に、そういう対策も行っていくというふうに御答弁をいただいたのですが、たぶん結構先になるのではないかとこの予測はしております。大型の工事といいますか、例えば新・市民プール建設ですとか、学校の耐震化などがある中で、なかなか本庁舎の建替えというのは難しいのだろうというふうには思うのですけれども、実は優先順位からすると、やはり災害時の本部になる市庁舎というのは、優先順位でいくと、最初に来るのではないかという話を以前させていただいたのですが、その優先順位というのは、市長の中で本庁舎の建替えも含めて、どういうふうにお考えがあるのか、伺って終わりたいと思います。

#### ○副市長

大型の建替え事業がたくさんある中で、優先順位はどうかという御質問ですが、確かに今言われるとおり、災害対策と考えれば、ここはある程度優先度が高いとは思いますが、ただ、市庁舎を建て替えるとなると、過疎債やそういう地方交付税つきの事業を一切使えないものですから、ある程度一般財源を持たなければならないのです。それで、起債といっても単なる借金ですから、充当率75パーセント、70パーセントといっても30パーセントは一般財源で持たなければならない。その一般財源の対策といいますか、それをどのぐらいいためるかによって、優先順位が決まってくると思いますので、これからたくさんためて、早く建てるようにしたいと思います。

#### ○委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 24 分

再開 午後 3 時 39 分

#### ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

---

#### ○山口委員

本会議で3点質問させていただきましたけれども、いわゆる簡略な答弁でございました。ほかのことをやらないで、今回はこの3点について時間が許す限り、細かい質問になりますけれども、お聞きしたいと思います。

#### ◎緑の景観のあり方について

まず、緑の景観について伺います。本会議での質問趣旨は歴史的な建造物や歴史的な景観、これが本市の都市のアイデンティティというか、全国的にそういう形で認められ、多くの観光客の方に来ていただいていると、そういうことですね。

でも、一方で歴史景観、建物については条例もきちんと定めておりますし、ある意味では景観について、屋外広告物条例などでも規制を設けているということです。また、緑の基本計画は平成16年に策定されましたけれども、その趣旨がなかなか徹底されていないと思われます。緑の基本計画も含めて、小樽市にふさわしい緑の景観づくりの計画があるのかと言われると、なかなかないのではないかと思います。街路樹の話もしましたし、それから小樽公園も本当は入れたほうがいいと思いますけれども、こうした小樽市の重要眺望地点などの管理もできていない。

それから、いわゆる花きなどの植栽ですね、それらも含めて人的資源はいっぱいあるのに活用されていないのではないか。財政が厳しい中であってもそういったシステムをきちんとつくって、観光客を迎えられるような体制をしっかりとつくっていくべきではないかと。一定の財政的な負担はあると思います。しかし、こうした取組は、業者にやっていただくよりも、ボランティアを上手に活用して、やっていただくようなことができないのかということも申し上げました。

なにせ、基本的に予算ですよ。例えば公園の管理についてですが、手宮公園、緑化植物園を除いて、これまで平磯公園などでは、どういう維持・管理をしているのか、まず伺います。

#### ○（建設）公園緑地課長

公園関係の予算のうち、維持管理費は4,500万円でございます。そのうち、委託料は3,100万円なのですが、主要な7公園緑地について年間委託をしております。それから、そのほか、中くらの公園なのですが、21公園についての除草、それから小樽公園の除草、一番広いほうをメインに対象にしております。残りの公園につきましては、市職員及び直営の臨時職員で実施をしております。

#### ○山口委員

本会議で申し上げましたけれども、基本的に市の公園は、物すごい数があるわけですね。面積的にも広い面積なのです。基本的には児童公園みたいな、いわゆる街区公園ですね、これも各地区に相当ありますから、結局そういうところの草刈りなどは、愛護会などでも一生懸命やっておりますけれども、草刈りや遊具などの部分は、やはり市のほうで維持・管理をやっているわけですよ。だから、そういうところはやられていると思うのです。住民サービスとしてはやはりやらざるを得ないところがありますから、そういうところの予算は確保されていると思います。

ただし、例えば、手宮公園の具体的な話をしました。それこそ現地に建設部長や公園緑地課長、関係職員もきていただき、私と一緒に確認していただきましたが、ヒコバエ対策などは長年ほったらかしですよ。あれは5年、10年という期間の話ですよ。これまで全く手がつけられておらず、基本的に雑草ものび放題ですよ。刈られた形跡もないという状態です。

また、例えば平磯公園へ行けばわかります。全く手がつけられていないです。小樽公園だってそうです。秋に行ったら枯れ葉の上をかき分けて歩かなければいけないし、散策路に枝は出てきているし、これで小樽を代表する公園として管理をしているのかと感ずるところもありますよね。だから、なぜ管理ができないのかというと、基本的にそういうところに予算がつけられていないということではないのですか。

#### ○（建設）公園緑地課長

きちんと管理できていないという御指摘なのですけれども、確かに十分な対応とは言えないと思いますが、現場では限られた予算の中で、できるだけ工夫して対応しているということでございます。

#### ○山口委員

本当に私は市外から本市にこられた方は、結構多くの方が重要眺望地点に行きますよ、市民だけではなくて。確かに、小樽を一望できますから手宮公園、緑化植物園から眺めた方がいいと思います。夜間だって朝里峠の展望台や毛無峠の展望台に行かれる人もいます。まち全体を見るには手宮側が一番いいので、手宮公園に行かれる人もいますけれども。また、平磯公園は、逆に北側を見るには最適な場所なのです。こうした公園整備について、私は教育長にもお聞きしたいのだけれども、情緒教育としては非常にいいところなのです。それが、こうした状態で本当にいいのかと。工夫して対応しているといいますが、これまで工夫してこなかったからできていないのではないのですか。少なくとも、私たちもボランティアで植樹したり、植えたもの手入れはやっていますよ。しかし、公園の管理はできなかった。

以前、予算特別委員会でも申し上げましたが、例えば公園に隣接する中学校の生徒が桜の木の管理をするという、

まちづくり協働事業を活用した取組を行いましたけれども、それも市は実態については基本的にまったく把握もしてこなかったではないですか。これはそういう状態をほうっておかれたということ、いわゆるまちづくり協働事業に欠陥があったということだと思います。今年やられた穴については埋めていただきましたけれども、3年間やっていたわけですから、前に掘った穴は、もう草が生えているのです。落とし穴になっているではないですか。今、草ぼうぼうだからあまり人は入っていきませんが。このままでは雑草が枯れたときには、基本的にはでこぼこになっていますよ。

小樽は、全国を代表するような観光都市なのです。その公園がこういう状態でいいのかということをおし上げたわけ。この管理はきちんとやっていると困ります、ということなのですよ。

もう一点、例えば街路樹の植樹ますなどに、花の苗などの植栽を行っている友好団体や愛好団体がいっぱいあります。そういう方々を広報などで募集して、登録していただいて、そういう方々に対し、市のほうから、この事業は市ではできないので、苗の費用は持ちますから、市民の事業としてやっていただけませんかという提案をしていくことも必要ではないですか。スポット的に住民のほうから声が出て、こういうことをやらせていただきたいのですということで、こうした協働の輪が広がり、今に至っているのです、受け身の協働ですよ。市民との協働には、市のほうからの主体的なこうした事業提案もあつてしかるべきだと思いますよ。もうそろそろ市民との協働というのをシステム化するということが重要だと思います。本会議では、そういうことを申し上げたのです。

そここのところについては、所管ごとにお答えになるよりも、これは市としての取組であり、企画政策室が戦略的にきちんとそういうふうにしなせようかと決定して、それを各所管に振り分けていかないといけないのではないですか。言葉だけではもうだめだと思いますよ。山田市政のときからもずっと同じことをおっしゃっていますが、私たちはそれを受けて一生懸命やっていますけれども、そうでなくて、潜在的に市民の中にもそういう方がたくさんいらっしゃるのです。雪あかりの路のボランティアの活動を見ればわかりますし、街をきれいにし隊の活動を見ればわかるのですよ。そういうことを戦略的にやりになりませんかというのが本当は一番大事な質問の趣旨なのですが、お答え願いたいと思います。

#### ○建設部長

初めに、公園についてですけれども、手入れの行き届いた公園ということで、どこで線引きをするというのは非常に難しいと思いますが、きれいに越したことはございませんので、今後は先ほどから出ていますけれども、限られた予算の中で効率的に見回りをし、安全確保等にも努めて、自然発生的な公園でない人の手を入れた公園を目指して頑張っていきたいと思っております。

それからもう一つ、ボランティアとの関係なのですけれども、委員がおっしゃるように、緑にかかわらず、いろいろな分野で多くのボランティアの皆さんに支えられているということは私たちも十分認識しております。市民の自発的な活動を支えていくシステムづくり、これも重要だということも認識しております。ただ、やはりそこで特に問題になってくると思うのは、市として積極的にすべてを打ち出すということになりますと、またそれに対する財政的な問題等もいろいろ発生するということもございまして、その辺の加減にはなろうかと思っておりますけれども、建設部でいいますと、先ほども出ましたが、公園管理にあつては公園愛護会の皆さんと組織しまして、協力をさせていただいているという現状もございまして、そういった例を参考に、できるだけ積極的に今後とも体制づくりについては取り組んでまいりたいと考えております。

#### ○山口委員

予算査定で財政部と協議していくと思いますが、財政的な問題についてはなかなか所管から言いづらいことがあると思うのです。私はそういう意味でいうと、これから予算編成に入っていくと思いますけれども、今お聞きになったような状態を放置しておいていいのか、本当に工夫してやれるのかと思うのです。いつもそういうことを言うてきていないのですから。

だから、もうすぐ来年度予算の編成作業が始まりますので、1 回ちゃんと維持・管理について建設部の話をじっくり聞いていただいて、その中で予算について、配慮をいただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

#### ○（財政）財政課長

これから各部といろいろな予算ヒアリングの中で聞いてまいりますので、どのような工夫を皆さんやられるのかを含めてじっくり聞いてまいりたいというふうに思っております。

#### ○山口委員

ある意味では、現在、財政健全化前の予算と比べてほぼ半減、6 割ぐらいになっているのですよ。その結果として今の私が申し上げた公園の状態なのです。そこも考慮していただいて、全て元に戻せとは言いませんけれども、ぜひそういうふうに配慮を願いたいと思います。そうでないと、観光都市・小樽としては恥ずかしいというふうには、私は思いますので、そういう意味でよろしくお願いを申し上げたいと思います。

#### ◎指定歴史的建造物及び文化財の維持保全のあり方について

次に、市所有の歴史的建造物の問題です。これは本会議で申し上げましたけれども、市の所有する文化財、歴史的建造物です。これについては所管が分かれていますよね。基本的には維持・管理については、その所管が責任を持つようなことになっているのです。普通これだけの条例を持っていて、一番先に申し上げましたけれども、いわゆる歴史的な遺産で、ある意味では市外から評価をいただいて観光都市になっているこのまちとしては、本来から言えば、特に文化財の専門家を配置した文化財課というものがあってもしかるべきだと私は申し上げました。しかし、財政上、なかなか難しいでしょうということを申し上げました。例えば観光振興室が所管している施設などは、職員が事務職員ですから、建物のことは全然わかりません。教育委員会が所管しているところでも、古建築など専門に勉強された建築士の方とかがいらっしゃるわけではないです。学芸員もいらっしゃいますけれども、いわゆる建築の専門の学芸員はいらっしゃいません。結局、そういうことから今屋根をブルーシートで覆っている旧寿原邸みたいに、屋根がいかれて雨漏りがして、そんな状態まで放っておくなどということは基本的にはないことですよ。一般住宅ではほとんどあり得ません。さびたらペンキを塗るのです、借金してでも。でないと大変なことになりますよ。屋根全体を替えるといったら物すごくお金がかかりますから、ペンキ塗りで済むぐらいであればやるのです。だから結局、こういうことが起こらないようにするためには、これからどういうふうな改善が必要か。これはある意味では一元的に管理ができる専門家をどこかの部署に配置して、そこと連携をとりながら、例えば建物の状態などを常時把握している人がいて、なおかつその建物の管理や維持についての点検マニュアルとか、それから建物の状態がどうなっているのかというカルテ、こういうものでしっかりと把握している。そういう中で建物ごとの修繕計画や例えば管理などを行う。

例えば旧日本郵船株式会社小樽支店について、私も話しましたけれども、窓の上げ下げなどについて、現在、毎日教育部の主幹が行ってやっていますよね。そうしないと、窓はもうあかなくなりますから。あの施設では、すが漏りもあるのですよ。古新聞を差し込んで管理しているのです。そういうことが本当にマニュアル化されているとは思いますが。しかし、職員の異動でやらなくなったなどということにならないようにしてほしいのです。

ですから、私の提案は、建築の専門家というまちづくり推進室です、条例も全部管理しているのですから。そこに結構、古建築や建築史を勉強した方も就職されているのです、そういうところに。でも、結局 3 年でどこかに異動されますが、技術職でも異動するということもありますけれども。だから、そういう専門の部署を置いて、きちんと引継ぎをして、その方が一元的に市の持っている文化財や歴史的建造物について、いわゆる維持・管理について把握をしていると。そうして、助言をすると。定期的に年に 2 回ぐらいでいいと思いますけれども、半期に 1 回ぐらい情報交換というか、そういうのをすると。一緒に施設を見て回るぐらいのことはしてもいいではないですか。でも、それには今の体制を見ていますと、当然、財政再建で基本的には行政のシステムを相当スリム化されましたから、なかなか難しいとは思いますが。だから、所管というか、要するに担当のまちづくり推進室にやっくだ

さいと言っても、いや、今の体制では難しいということに絶対なるのです。

だから、市長にお願いしたいのは、しっかりそこに配置できるようなふうにしていただきたいと。人を増やすか、担当係ぐらいは配置していただいて、そうすると係長を置かなければいけませんね。だから、その辺のことも含めて、やはりこれだけのまちですから、そういうものを責任ある体制を持っているということが必要ではないですか。まちづくり推進室も課になってしまいましたからね。だから、大事なところはやはりあまり人減らしをしないで、配置をしていただきたいと思うのです。その辺については、いかがですか。

#### ○総務部長

歴史的な建造物の維持・管理について、それぞれ今は担当課が違いますので、それを一元化して、一体的に維持・管理をしていけないのかというようなことで、いわゆる組織のあり方についてのお尋ねがあったわけですが、現在の組織のことを申し上げますと、当面、いろいろ組織の見直しも考えていますが、当面取りかかっていかなければならないのはやはり防災の問題ですとか、あるいは交通体系、これは高齢化の問題も含めてですけれども、交通体系のあり方、いわゆる交通ですね、そういったことも考えていかなければなりませんし、全体的に組織のあり方につきましては、緊急性なども見ながら、どれを優先的に取り組んでいくかについては考えていかなければならないと思っておりますけれども、山口委員から御提言があったことについては、受け止めさせていただきながら、今後考えさせていただきたいと思っています。

#### ○山口委員

ちょっと誤解してほしくないのは、私はいわゆる所管の体制は変えなくていいですよと。ただし、やはりそれを統括して把握ができていて、助言もしていただけるような、いわゆる所管から問題が出た時点で技術職に相談するというふうなことではなくて、お互い共有できるようなシステムを、そういうものをぜひ実現してほしいということなのです。私はそれほど難しいことではないと思うのです。現にそうした専門の若い技術職員もいらっしゃるのです。そういう方にある意味ではこうした業務を担っていただく。これは今の人員体制の中でやれるかどうか、私はわかりません。たぶん無理だと思います。そういう意味で、1 人人員配置を加配していただくとか、そういうようなことも含めて検討していただきたいと思っています。そういう連携をしてやっていくというふうには言われていますけれども、これまでと同じ連携の仕方では困るのです、こういうことが起きますから。だから、あえて申し上げているのです。その辺について副市長はどうですか。

#### ○副市長

御指名ですので、答えさせていただきますが、組織・機構の関係ですけれども、確かに今各部で個々に維持・管理をしているのですが、何かことが発生するときには、もう大変なことになってきているという状況なので、概略をとらえておくという、一元的に管理するというわけではなくて、情報を一つのものに集中しておくことはちょっと足りないところかと思うので、もう少し組織のあり方については、どこに事務を持たせるかということだと思いますので、考えさせていただきたいと思います。

#### ○山口委員

次に、私が議員にならせていただいて、これまで特に小樽市の観光戦略について申し上げてきました。ソフトのほうは私たちも一生懸命やりましたし、あとはやはりハードではないかと。要するに、浅草橋街園と堺町だけではもうもちませんよということをずっと申し上げました。そういう中で、旧国鉄手宮線のこともずっと申し上げて、ようやく沿線を含めて何とか整備したいということで、跡地については整備が始まると。天狗山についても、話したように、今回、市からも予算をつけていただいて、中央バスからも寄附をいただいて、本格的な事業の計画もなされていると。港湾についても第 3 号ふ頭については基本的には客船ターミナルとして整備をすると。第 3 号ふ頭基部については、都市機能を入れるということですよ。こういう方向に今なっています。

そうすると、観光客は市内を周遊され、滞在時間も長くなります。そうした中で、私はこれから緑の景観も重要

だし、それから歴建の維持・管理も当然行いますから、これは恥ずかしいことはできませんので、そういう管理体制にやはりきちんとしていきたいと思いますということを申し上げているのです。これはもう私が生きているかどうかかわかりませんが、これは10年単位の仕事ですね。だから、今後50年、100年、観光都市としてきちんとやっていけるように、市長は企業誘致も含めて一生懸命おやりになっていきますけれども、それは当然のことです。結局、当市の魅力を失うと、そういうこともうまいかないわけです。だから、いわゆる期待されるこの小樽のまち、これが期待にいつもこたえられるようにやっていくということが重要ではないかということで、ずっと申し上げているわけ。お金もかかるかもしれませんが、しかし、将来への投資だということで、ぜひ中途半端なことはしないで、期待されるようなやはりそういう整備が必要ではないかと、こういうことなのです。

#### ◎旧国鉄手宮線跡地の景観誘導について

次に移らせていただきますけれども、旧国鉄手宮線沿線なのです、問題は。旧国鉄手宮線本体のいわゆる跡地の整備について、私は、しっかりした事業になるというふうに期待しています。議論もされました。それから、計画も見せていただきました。しかし、沿線には歴史的建造物がないのです。だから、景観誘導をする必要があるのですと指摘してきました。まず、平成24年第2回定例会で質問をしたときには、雪あかりの路の会場になっている文学館・美術館の前の、いわゆる廃屋、あそこについては国土交通省の空き家再生等推進事業、こういう制度が活用できるのではないですかと伺いました。民間と同じだったらいかがですかということで、今そういうことが一部進んでいるように聞いております。私もそれにかかわっている努力をさせていただいております。ここはある意味では一定の景観ができると思います、もし実現がされれば。

問題はその先のことです。特にやはり北運河周辺ですね。あの辺にはいわゆる木骨石造の倉庫群がたくさんあります。沿線にはありません。だから、いわゆる山側にありませんから、ある意味では山側の土地利用が変わっていくでしょう。そういうときに、一定の景観誘導の政策が必要ではないかということを申し上げているわけです。財源がないと、難しいですよ。だから、まず寄附条例の中にそういう項目を入れていただき、そうして財源確保の努力していただきたいということを申し上げたわけです。これは補助金なのです、建物に対する。こうした取組はいかがですかということです。これが難しいとなれば、結局は優遇税制に行きますよね。企業誘致と一緒に。景観に配慮した建物を建てていただければ、例えば3年間の固定資産税の減免措置をやるとか、そういう政策的な誘導策をお考えですかと聞きました。ただ、お願いするだけでは実現できませんよ。一定の縛りはありますよ、特別景観形成地区ですから、色彩についても、ただ素材については何もないですからね。条例の範囲内で作っていただければいいんですが、しかし、基本的には例えばサイディングのようなものだって何も文句はないわけですから、これは規制できませんよ。石でつくれ、れんがでつくれというわけにはいきませんよ。だから、そういう意味でいうと、多少外観でもお金はかかるわけですから、一定の補助を入れるということが条件ということになるわけですよ。

だから、旧国鉄手宮線については、今の財政状態で何ができるのか。しかし、何もしないわけにはいかないでしょうというふうに申し上げているわけです。これについてはいかがですか。

#### ○（建設）まちづくり推進課長

以前行っていた助成制度に対して寄附金を使えないかと、1点目はそういった御質問と思われませんが、現在、寄附金の額につきましては、初年度、平成20年度は3,300万円ほどございました。ただし、その後、大型の寄附というのが非常に減っておりまして、昨年度におきましては6事業全部の寄附金なのですけれども、950万円ぐらいとなっております。仮にそれを財源として助成金に充てた場合、年間数百万円程度というのが見込まれますけれども、当然そういった額に対しては現在の寄附金では足りないということになりますので、一般財源から補てんされるということになると思います。そういったことから、なかなか現在の財政状況では難しいということで、判断しております。

もう一点、固定資産税等の話なのですが、確かに重要文化財につきましては、建物を保全するという例では、非課税というような取扱いもありますけれども、全国のいろいろなところを調べても、景観を誘導するために固定資産税というものを軽減とか減免したという例は見つからない、そういった面はある程度研究していきたいということで考えております。

**○山口委員**

今、まちづくり推進課長から、大変苦しい御答弁がありましたけれども、寄附条例の項目に加えて集めるということについてはお答えいただいているのです。要するに、寄附条例の中では対象事業になっていないので、結局一般財源から持ってくるしかないということをおっしゃったのだと思うのです。こうした新築を景観誘導のために例えば寄附条例の対象事業にして集めるというようなことは、難しいですか。

**○（建設）まちづくり推進課長**

この条例の事業の目的というのは、条例で指定しております。六つの事業ということで指定しております。ですから、当然もう一つ加えるとなれば、条例改正してそれを追加するということとなります。

**○山口委員**

その検討は難しいですか。

**○建設部小紙次長**

今課長から答弁したとおりなので、条例を改正さえすれば6項目が7項目なり8項目なり9項目いくらでもなるのですけれども、最終的には小樽市民の方や小樽を愛する全国の小樽ファンから募っている寄附金ですので、いくら項目を多くしても、その全体額というのは今もうトータルで減ってきているわけですから、項目をいくら増やしてもその全体額が増えるとはちょっと考えづらい、だんだん寄附金も減ってくるというのは当初から予想できたことですし。そういう意味では、単に項目を増やして、それで何かうまくいくというふうにはちょっとならないのかというふうに思っています。

ですから、修景事業を今後どうするのかという点につきましては、新しい建物についても必要な要素だとは私たちも思っていますので、何らかの形でそういった景観誘導をうまく進めていくための方策というものを、民間の方の力もかりながら、いろいろな角度から検討をしていきたいというふうに考えています。

**○山口委員**

今、次長から御答弁をいただいたように、財源さえあればできるのでしょうかけれども、確かに大変難しい。でも重要な課題ですよ。それは税の減免についてまちづくり推進課長がお答えになったことについては難しいと思いますよ。やはりこういうことも含めて、何らかのインセンティブなしには進まないと思いますよ。だから、これから整備が始まるわけですから、そういう中でこの土地については、やはり小樽らしいものをつくらうという民間の方がやっていただければ一番いいわけですが、そうでないものが出てきますから、だから一定のインセンティブを何らかの形で考えていただく必要があると思うのです。ですから、最終的にあれもこれもだめとなった場合には、他都市には事例がありませんよ。なくてもやるのですよ。そういう決意ではないですか。別に全部減免しなくとも一部減免だって考えられますよ。だから、そういうことも含めて、ぜひこれから検討をしていただきたいというふうに思うのですけれども、最後に市長にその辺のところをお聞きして、私の質問を終わります。

**○副市長**

旧国鉄手宮線ですけれども、自宅が近いので、幾度も草むらをかき分けて歩いていますが、確かに景観という面からすると、今たぶん中央通りから変わらないと思うのですけれども、かなり下着などが干してあり、あのままの景観ではちょっとだめだと思うのです。そういうこともありますので、このままではいけないとは思っております。ただ、インセンティブがどうのこうのというのはまだ検討もしていない段階ですので、このままではいけないということも念頭にありますので、検討させていただきたいと思っています。

○山口委員

できるのですか。

○副市長

何らかの形にはいたします。干してある下着など洗濯物の前を歩くなどは、このままにはできないと思いますので。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○中村委員

それでは、まず財政からお尋ねをいたします。

◎不用額について

代表質問で、「市長は、多額な不用額を生じている現状を踏まえ、それを新年度予算編成では、どのように反映させるおつもりなのか、お示してください」という質問をしたわけです。もう少し詳しくお尋ねしていきたいと思うのですが、今年度の予算編成に当たって、毎年度多額な不用額が生じてきているわけですが、その現状をどういうふうに考えていらっしゃるのかということを知りたいのです。

ちなみに、代表質問でも聞きましたけれども、過去5年間の不用額の推移を見てみますと、平成19年度は対予算執行率が97.2パーセントで不用額が約15億6,000万円、20年度は執行率が93.5パーセント、不用額約15億6,000万円、21年度が執行率94.5パーセント、約21億9,000万円、22年度が95.2パーセント、約19億4,000万円、23年度が94.5パーセントの執行率、不用額約21億4,000万円ということで、市長の御答弁では、とにかくよく分析した上で事業費の増要素となる数量などの見込みについても十分精査して、過剰に見込むことなく精微な見積りに努めていきたいということなのですが、各款別に、例えば23年度で総務費は約1億400万円、民生費だと約6億9,400万円というようなそういう不用額を出しているわけですが、その不用額を出した背景というか、理由といたしますか、そこを確認させていただきたいと思います。

○（財政）財政課長

平成23年度の款別の主な不用額を説明させていただきますと、総務費では市長及び市議会議員選挙費で約1,700万円、民生費では生活保護費の扶助費で約4億2,000万円、あと国民健康保険への繰出金で約4,200万円、衛生費では子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業費で約6,800万円、商工費では中小企業経営安定健全化資金貸付金で約8,500万円、土木費では下水道事業会計への繰出金で約3億6,800万円、教育費では22年度からの繰越事業でありますけれども、中学校の校舎耐震補強等事業費で約4,100万円、職員給与費では職員手当等で約1億3,400万円の不用額が出ている形になっております。

○中村委員

今、不用額の中で、私たちから見てというか、市民から見て、こういう事業はやってほしい、特に強く取り組んでほしいというような中で、執行ができなかったのだというようなものというのは何かありますか。

○（財政）財政課長

基本的には、予算を計上した後で執行しないというようなことはないのですが、例えば制度改正の影響ですとか、何らかの突発的なことによって、制度によっては参加者がなくて、その事業自体が開催されないというような形で執行がなされないということはあろうかと思いますが、基本的にはそういうことのないような形の事業のやり方で進めていくものというふうに考えております。

○中村委員

いろいろ理由や原因があるのでしょうけれども、今、こういう具体的な数字で多額な不用額が出ているという状

況を、財政当局としてはどう評価しているというか、考えているのですか。

○（財政）財政課長

不用額については、さまざまな理由によって発生しているというのは、以前から市長から説明を差し上げておりますけれども、総じて申し上げれば、やはり予算見積りに比して各制度の利用が少なかったことが大きな理由でございますけれども、そのほかには事務の効率的な執行によるもの、いわゆる職員の努力によるものも一つありますし、あと景気の影響で左右されるもの、例えば貸付金などはやはり景気がよければ貸付けを受けなくても大丈夫というような部分もございますし、あと先ほど言ったように、国の制度改正に影響を受けるものもございますし、さらには工事の入札の減というような要素もございますし、あと執行しなければわからない経費というものもございますので、一定程度の不用額が生じるということは、これはやむを得ないものだというふうに考えております。

○中村委員

確かに、予算計上して状況の変化に柔軟に対応しなければならないわけですから、そういうことはわかります。ただ、毎年、金額としてはやはり少し不用額が多すぎるのではないかという感じがしないでもないですね。そういうことを受けて、新年度の予算編成に当たって、この過去の不用額の推移を見ながら、特に留意して取り組むというようなところ、新年度予算編成に当たってのその考え方というものを確認させていただきたいと思います。

○（財政）財政課長

具体的な例で申し上げますと、例えば民生費の扶助費などで言いますと、原課のほうで支出する項目ごとにその時々トレンドですとか、昨年度の実績などを踏まえて、かなり精微な見積りというのをしておりますし、それに対応する人数というのを推計してやってきているところでございます。

ただ、それでも例えば病気で入院している方が年度の途中で亡くなられたと。そうなりますと、亡くなられた後の費用というのは、不用額として結局残る要素になってきますし、逆にインフルエンザなどがはやりますと、それはもう本当に1億円単位というような金額で増要素という形に、逆の要素に振れるわけなのです。だから、最終的な結果を見ますと、不用額という単純な形で出てきますけれども、そこに至るまでのいろいろな要素がございますので、単純に不用額の多寡で見積りが甘いとか、適切な予算計上になっていないというような形ではないというのは、まず御理解いただきたいというふうに思っております。

とはいうものの、先般の市長答弁でもありましたとおり、予算の編成に当たっての通知の中で、過剰な見積りにならないようにですとか、精微な見積りになるようにということについては、各部に通知しておりますので、そういう形で引き続き適正な見積りには努めていただきまして、予算計上はしてまいりたいと考えております。

○中村委員

ぜひその辺はよろしくお願ひしたいと思います。

◎夜間急病センターの維持運営費について

次に、夜間急病センターについてです。

従来、管理・運営の経費は年間約2億円かかっているわけです。予算が1億5,000万円で、医師会の委託方式ということで、今後は独立型になるということで、これまでとはまた変化するわけです。維持は果たして可能なのでしょうかということで質問させてもらったわけですが、答弁では年間利用料金制だし、管理代行業務費とそれから診療報酬から運営されるので、1億5,000万円で可能だという答弁でした。

私がちよっと心配なのは、過去夜間急病センターの管理経費を見てもみますと、平成18年度から22年度まで5年間の管理費用というのが1億2,000万円、1億2,400万円、1億2,100万円、1億2,100万円、1億2,100万円なのですね。それに対して最終的にかかった費用、これが18年度で1億2,950万円、19年度で1億3,450万円、20年度が1億5,200万円、21年度が1億3,400万円、22年度が1億4,800万円、予算を毎年度オーバーしてしまっているということで、補正予算を組んで充てているわけなのです。

こういう過去の実績、それから指定管理者制度ということで契約が更新されて、23年度、24年度というのは5年契約ではないのですけれども、やはり契約時、それから年度期初の取組の管理費用が1億2,100万円と、同額で最終的には管理費用が1億4,000万円かかっているわけです。ここでもやはりオーバーしているわけです。

先ほど言いましたように、済生会小樽病院との併設型から独立型になって、医師の確保だとか、新しい要素がたくさん出てきているわけですよね。プラス要素、マイナス要素、いろいろあると思います。今度は現市立病院の向かい側の旧看護師宿舍跡に移ってくるわけですが、維持運営費は確かに1億5,000万円に増えておりますが、その他いろいろな要件、条件がプラスマイナスいろいろある中、1億5,000万円と算出した根拠、プラス要素マイナス要素、これらも含めてお聞かせいただきたいと思います。

#### ○（保健所）保健総務課長

夜間急病センターの維持運営費に係るお尋ねですけれども、まず1億5,000万円の根拠でございますが、指定管理者制度が導入される以前、診療報酬とそれから市の委託費を合わせて運営していた経緯がございまして、その中でまず一つは1億2,100万円という数字があったように聞いてございます。当然その運営については、その委託費といわゆる患者から得る診療収入で成り立ってございますので、その変動要素といたしましては、患者の増減に係るものですから、本市といたしましては、まずこれまでの1億2,100万円という指定管理者以前の数字を基に医師会と協議の中で、医師会のほうも1億5,000万円という数字について、あちらのほうからひとつ要望がございまして、そういった中で決定しているわけでございます。そういった中で、実際、指定管理者制度が導入されてからも、一応まず1億2,100万円という基本的な数字を管理代行業務費として当初予算で上げまして、残りについてはいわゆる診療収入で賄っていただくという形でやっております。

これまでの経過といたしますか、決算をみますと、最終的には私どもの上限の1億5,000万円という数字がございまして、当然、患者の受診状況によっては、診療収入が減少することもございまして、それについてはそれを見ながら補正予算を組んでいるという形でございます。

今後、独立型になるということでございますが、今言ったように管理代行業務費、本市からの委託費と診療収入、その二つが運営の大きな柱となるわけなのですけれども、その変動要素としての診療収入につきましては、市内中心部に移設することもございまして、大幅な患者の減少、ひいては診療収入の減少につながるとは見てございませぬので、今後も現行の予算の中で維持できるものと考えてございます。

#### ○中村委員

平成23年度、24年度が1億2,100万円、18年度から経過をみますと1億2,100万円で、契約時における管理費用をもう一度確認しますが、管理費用を低く抑えていますよね。1億2,100万円にずっと低く抑えてきたということについては、何か特に理由というのはあるのですか。

#### ○保健所参事

今の上限額1億5,000万円と当初予算1億2,100万円の関係でございますけれども、管理代行業務について年間1億5,000万円がかかる。これが複数年度の債務負担で契約をしているわけですが、その部分の毎年おおよそかかると思われる上限値1億5,000万円については、ここ数年ずっと変わっておりません。あとは当初予算において予算査定の中でつけていただいている額が1億2,100万円という額になっていることだけであって、医師会とのお話の中でも上限額が1億5,000万円であるということについては一切変わっておりませんので、これは場所が変わってもその中で運営が可能であるというふうに判断しております。

#### ○中村委員

この1億2,100万円に抑えてきた理由というのは、

（「抑えているというか、それでちゃんとやっているということなのだよ。抑えているわけではないんだよ。」と呼ぶ者あり）

これは、年間かかる費用というのは大体想定できるわけですよね。その費用に見合った予算を後年度で見ていくのが本来ではないのかというふうに思うのですけれども、1億2,100万円にずっとこだわる理由がよく理解できないのですが、いかがですか。

#### ○副市長

夜間急病センターの予算との関係ですけれども、1億5,000万円という今回は2年間で3億円の債務負担を組んでおります。1億2,100万円という、過去の慣例からというのもありますでしょうが、診療収入というのは今だんだん減ってきているものですから、診療収入等のバランスの面で1億2,100万円というものを計上しているだけであって、仮に足りないとしたら、補正予算で見ますから、債務負担を1億5,000万円組んでいるわけですから、1年間、それは別に1億2,100万円というものにこだわっているわけではなくて、それでやっていけるだろうと。診療収入が上がれば、それよりもっと低くおさまるだろうという感じを持っておりますので。しかし、だんだん減ってきているということは事実なものですから、たまたま1億2,100万円になったというだけの話でありまして、仮に1億5,000万円計上したら、また不用額が出てしまいますので。そういうことも、また不用額、余計なものということをおっしゃれば困りますので、1億2,100万円で大丈夫だと私は思っております。足りなかったら補正いたします。

#### ○中村委員

わかりました。適正な予算計上ということでお聞きしたかったのだけれども、そうした考え方できちんと補正でカバーするというその辺だけを確認させていただきたいと思います。

#### ◎夜間急病センターの医師確保について

次に、医師確保についてなのですが、医師会側のいろいろなお話を聞いていると、かなり努力をされているように思います。何か聞くところによると、今度、深夜帯の医師がやめる、確保できないので、その分も市内の開業医で今話し合って確保すべくいろいろ工夫しているみたいなのですが、医師会側は医師会側でいろいろあの手この手で苦勞されています。市の御努力もわかります。わかるのですけれども、医師会側から聞こえてくるのは、以前のように意思の疎通が、事務局方はわかりませんが、少なくとも役員の方々の意識として、市側との意思の疎通が何かうまくいかないというか、ちょっとぎくしゃくしているような感じがして、何か非常に冷たく対応されているような気がするということなのです。

その辺はやはり何かがあるからだと思うのですけれども、協力体制を私たち市民一般の目から見ますと、やはり市民が安心して安全に診療してもらえ体制をきちんと組んでやっていただくと。そのためには、やはり医師会、そして市との意思疎通を非常にうまくやっていただきまして、知恵を出し合って協力し合って夜間急病センターの運営に当たっていただきたいという気持ちなのです。

だから、その辺も、意思疎通も含めて、いま一度、なぜそんなふうにとられているのかということとを振り返っていただいて、積極的に事務局サイドだけではなくて、医師会側の役員やいろいろな苦勞されている方々との意思の疎通を、うまくとっていただきたいという気もするわけです。

医師確保についても、非常に医師会側は苦勞してやっているし、市側の努力もわかりますけれども、この点についても、市は全面的に医師会側に任せているのだからいいのだということではなくて、やはりいろいろな情報なりを交換し合うだとか、その辺の意思の疎通をうまくやっていただきたいという気がするのです。この辺についてお聞きしたいと思います。

#### ○市長

中村委員の御質問について、それはいつの話なのかわかりませんが、少なくとも、私が市長に就任した以降は、今の夜間急病センターの設置場所をどこにするかという問題、これも何か所にもわたって候補があった中で、現在あそこに決めたというのは、しっかりとしたコミュニケーションを持った上で医師会長を含めて、そしてあそこに決めたわけです。では、構造をどうするかという図面の問題なども、これは何度も議論した上で決めたわけでござ

います。ですから、そういう意味からいうと、非常に医師会と小樽市とのコミュニケーションというか、それはとれているというふうに、私自身はそのように自負をしております。

それともう一つは、今の予算の関係もそうでありますけれども、これについてもやはりかなりの部分突っ込んだ上で議論して、ああいうような形にさせていただいたわけでございます。

それから、医師の問題もあります。それも要するに医師会のお考えの中でひとつ決めていただきたいと、こういうようなことを踏まえてやってきておりますので、今、中村委員がおっしゃるように、コミュニケーションが足りないとか、あるいは市が一方向的に何かをしているとか、そういうことについては、決してそういうことではないと、少なくとも私が市長になってからはそういうことではないと。直接会長とも会っていろいろな話をしておりますし、ですから、御質問にあったのはいつのときの話なのか、ちょっと私自身も解せないものですから、あえてそのように答弁をさせていただいたのであります。

夜間急病センターの問題については委員がおっしゃるように、やはり市民の命と健康を守ることが大前提でございますので、これは市立病院の関係もさることながら、夜間急病センターの問題についても、私自身もしっかりと取り組んでいるつもりでありますし、これからもまだあと来年の完成に向けて、医師会もしっかりコミュニケーションをとりながら進めていきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思います。

#### ○中村委員

わかりました。ぜひひとつよろしく願いいたします。

#### ◎成年後見センターについて

次に、成年後見センターについて、ちょっと触れさせていただきたいと思います。これもきちんと努力をさせていただきますという市長答弁はいただいています。今後のことにつきまして、一、二点、なかなか難しい問題なのですけれども、お考えを確認させていただきたいと思います。

医療同意についてですが、この問題は小樽だけでももちろん解決できるようなことでもないとは思いますが、これについての御意見なりお考えがあれば聞かせていただきたい。

成年後見センター発足後、多くの相談を受けられて、市長もおっしゃっている案件を中心にしまして受任してきたというふうに思われます。親族との共同受任ケースというのもあると思いますけれども、多くは親族が全くないだとか、あるいは不明だ、あるいは疎遠だというようなケースがほとんどだと思うのです。このようなケースにおきまして、医療機関から求められる医療同意、成年後見センターとして、この件について、今後どういうように対処していくおつもりなのか。目的は被後見人に適正な医療を保障するための大きな今後における課題だというふうに思うのですけれども、この辺は市としてどのように押さえておられるのか、医療同意について、この辺の考え方を聞かせさせていただきたいと思います。

#### ○（福祉）地域福祉課長

後見業務として医療同意についての御質問でございますけれども、医療同意につきましては基本的には後見人の業務の対象外というふうになっております。ただ、医療ミスを防ぐ病院としての責任問題、これを回避するために、本人に判断能力がない、患者に判断能力がない場合、後見人がついておりましたら、その後見人に対して医療機関から同意を求められるケースが実際にはあるというふうには聞いておまして、この辺についてはまだ法整備についても完全なものにはなっておりません。状況に応じて、成年後見センターとしても対応しているというふうには聞いております。それが適切かどうかというのは一方で問題はありますけれども、状況に応じてセンターとしては対応しているというふうに聞いております。

#### ○中村委員

結局、現場の方々はその辺の判断で非常に悩んでいる、苦しむというようなケースもあるように聞いているのです。後見人が同意を行う場合に、医療同意を求められる施設側が、施設関係の方が、医療同意を求められるケース、

それから市役所や介護職員が代諾を求められるケースなども出てきていると思うのです。医療機関側からの患者に医療同意を求めなければならない、そういった背景、こういったものも大変難しいと思いますけれども、掌握していかなければいけないだろうと思うのです。今後に向けては、医療機関として医療同意を求めなければいけないという背景が出てくると思うのです。

それから、医療機関側の医療同意を求める場合、いろいろな問題がやはり医療機関側にもあります。そういった問題の有無、実際の対応は、医療機関側としてはどうされているのかという、そういう状況把握もこれからの成年後見制度を考える場合には、やはり避けて通れないのだろうと思うのです。非常に難しい問題だと思います。しかし、医療機関も成年後見制度も求めているのは一緒だと思います。判断能力のないその御本人に適切な医療を受けさせるための解決策だろうと思うのです。今後そうした対処について、市側の御努力を求めています。

それからもう一点、やはり同じような現場の方々の方が悩むケースで死後の事務です。成年後見制度で対象者の死亡と同時に後見業務というのは終了するわけですが、やはり実際の現場で葬儀のこと、それから遺産処理などの判断に非常に迷い苦しむというケースも増えてきているというふうに聞いております。これは死後の事務については市側としてどういうケースがあって、どのように対応されているのかというあたりをどのように押さえているのかということをお聞かせいただけますか。

#### ○（福祉）地域福祉課長

死後の事務についてでございますけれども、後見人の業務として先ほどの医療同意と同様に、死亡後については後見人の手から離れることになるのですけれども、先ほどのケースと同様、実際に死んだ後、そこですっきり手を離せるかということ、そうでもなく、お話にありました葬儀の問題ですとか、相続の問題、その辺についても、今、成年後見センターで受任しているケースでは、実際に対応しているということも聞いております。

先ほどのケースもそうですけれども、まだ後見制度というものが全国的に法的にも確立されていないというところがありまして、なかなか現場で個々の対応が求められているというのが実態でございますので、国の後見制度に関する法的なことも含めまして、そういった推移を見守りながら、後見制度についても成年後見センターについても、今後、対応していくものと考えております。

#### ○中村委員

やはり国の法整備だとかいろいろこれからはなされていくのだろうと思うのですけれども、そういう大変な状況の中、御努力をされていることと思います。今後におきまして、いろいろ課題が山積しておりますけれども、ぜひひとつ市民のためのいろいろと御努力をお願いしていきたいと思っております。

#### ○委員長

一新小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。